

令和5年度北海道労働局行政運営方針 取組結果報告（上半期）

（令和5年度 第1回 北海道労働局地方労働審議会提出資料）

令和5年11月 北海道労働局

令和5年度 北海道労働局行政運営方針取組結果報告（上半期）目次

○北海道労働局の最重点施策	-----	1
1 多様な人材の活用促進	-----	1
(1) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	-----	1
①女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保	-----	1
②男性が育児休暇を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援	-----	1
(2) リスキリング（学び直し）支援及び賃金上昇を伴う労働移動の支援	-----	3
①人材開発支援助成金の利用促進	-----	3
②賃金上昇を伴う労働移動の推進	-----	3
(3) 就職氷河期世代の活躍支援	-----	5
①チーム制による伴走型支援	-----	5
②北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援	-----	5
2 安心して働くことができる職場環境づくり	-----	8
(1) 長時間労働の抑制	-----	8
①長時間労働の抑制と過重労働対策	-----	8
②過労死等事案が発生した場合の措置	-----	10
(2) 死亡労働災害の減少	-----	11
3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	-----	14
①賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援	-----	14
②最低賃金制度の適切な運営	-----	14
③監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底	-----	14
○北海道労働局の重点施策	-----	16
1 雇用環境・均等行政の重点施策	-----	16
(1) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等	-----	16
①雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援	-----	16
②無期転換ルールの円滑な運用	-----	16
③派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発	-----	16
(2) 総合的なハラスメント対策の推進	-----	18

①職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保	-----	18
②就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進	-----	18
③職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進	-----	18
(3) 柔軟な働き方や職場環境整備への支援	-----	19
①良質なテレワークの導入・定着促進	-----	19
②生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援	-----	19
③労働施策総合推進法に基づく協議会等について	-----	19
(4) 個別労働関係紛争の解決の促進	-----	20
①総合労働相談コーナーの適正運営	-----	20
②効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施	-----	20
(5) 仕事と家庭の両立支援対策の推進	-----	21
①仕事と介護の両立ができる職場環境整備	-----	21
②次世代育成支援対策の推進	-----	21
③不妊治療と仕事の両立支援	-----	21
④新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援	-----	21
2 労働基準行政の重点施策	-----	23
(1) 法定労働条件の履行確保等	-----	23
①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施	-----	23
②法定労働条件の確保・改善	-----	23
③特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	-----	23
(2) その他労働基準行政の推進に当たっての問題	-----	25
①「労災かくし」の排除に係る対策の推進	-----	25
②各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導	-----	25
③社会保険労務士制度の適切な運用	-----	25
(3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた安全で健康に働くことができる環境づくり	-----	26
①事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	-----	26
②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	-----	26
③高年齢労働者の労働災害防止対策	-----	26
④外国人労働者等の労働災害防止対策	-----	26
⑤個人事業主等に対する安全衛生対策の推進	-----	31

⑥業種別、北海道特有の労働災害防止対策	-----	26
⑦メンタルヘルス対策、産業保健活動の推進	-----	31
⑧化学物質等へのばく露防止対策の推進	-----	31
⑨治療と仕事の両立支援	-----	31
(4) 労災補償対策の推進	-----	33
3 職業安定行政の重点施策	-----	34
(1) 個人の主体的なキャリア形成の促進	-----	34
①地域のニーズに対応した職業訓練の推進等	-----	34
②デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援	-----	34
③雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援	-----	34
(2) 労働市場の強化・見える化	-----	37
①改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底	-----	37
②ジョブ・カードの活用促進による職業能力の「見える化」	-----	37
(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援	-----	39
①ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進	-----	39
②人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進	-----	40
③求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援	-----	42
④求職者支援制度による再就職支援	-----	43
⑤地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援	-----	44
⑥「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携	-----	45
(4) 新規学卒者等への就職支援	-----	47
①新規学卒者等への就職支援	-----	47
②フリーター等への就職支援	-----	47
(5) 高齢者の就労・社会参加の促進	-----	49
①65歳までの雇用確保に向けた指導及び70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援	-----	49
②ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援	-----	49
③シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保	-----	49
(6) 障害者の就労促進	-----	51
①中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等	-----	51

②精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援	-----	51
③公務部門における障害者の雇用促進・定着支援	-----	51
(7) 外国人に対する支援	-----	53
①外国人求職者等に対する就職支援	-----	53
②外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援	-----	53
(8) 求職者の状況に応じた就職等の支援	-----	55
①季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進	-----	55
②刑務所出所者等の就労支援	-----	55
○令和5年度北海道労働局の行政目標（数値目標）	-----	57

最重点施策	1 多様な人材の活用促進																		
テーマ	(1) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進																		
取組目標	① 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保 ② 男性が育児休暇を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援																		
取組結果	<p>① 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進および雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のため、報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。(77件(9月末現在))</p> <p>また、事業主と接触する際など、あらゆる機会を利用して女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出等についての提出勧奨を行った。</p> <p>あわせて、行動計画の外部への公表や女性の活躍に関する情報公表をする際は、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨するとともに、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の認定取得について働きかけを行った。</p> <p>[えるぼし認定企業数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>プラチナえるぼし</th> <th>えるぼし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度上期</td> <td>0件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>0件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 男性が育児休暇を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援</p> <p>ア 育児休業制度や配偶者が妊娠・出産した際に個別に制度を周知するための措置について、報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。(149件(9月末現在))</p> <p>イ 当局HPに改正育児・介護休業法の解説資料や規定例についての厚生労働省のHPのリンクを掲載し周知を図った。</p> <p>令和5年度9月末の両立支援等助成金(小学校休業等対応助成金除く)の申請件数は182件で、うち子育てパパ支援助成金(男性労働者の育休・男性労働者の育児目的休暇)は50件となった。また、新型コロナウイルス感染症対応特例コースの申請件数は25件(9月末現在)であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>両立支援等助成金申請件数</th> <th>内、子育てパパ支援助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度9月末</td> <td>182件</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度9月末</td> <td>167件</td> <td>41件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コースの事案を除く。</p> <p>ウ マザーズハローワーク等による子育て中の方等に対する就職支援</p> <p>マザーズハローワーク札幌及び道内ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育てがしやすい求人情報の提供、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施するとともに、子どもが小さいなどの理由で来所困難な方を対象として、オンライン相談やチャットシステムを活用し、自宅等からの求職活動の支援を実施した。</p>		プラチナえるぼし	えるぼし	令和5年度上期	0件	5件	令和4年度上期	0件	2件		両立支援等助成金申請件数	内、子育てパパ支援助成金	令和5年度9月末	182件	50件	令和4年度9月末	167件	41件
	プラチナえるぼし	えるぼし																	
令和5年度上期	0件	5件																	
令和4年度上期	0件	2件																	
	両立支援等助成金申請件数	内、子育てパパ支援助成金																	
令和5年度9月末	182件	50件																	
令和4年度9月末	167件	41件																	

	<p>また、北海道や札幌市とも、女性の就業に関する支援メニューを相互紹介するなど連携した支援を実施した。</p> <p>【マザーズハローワーク札幌における「パソコン短期セミナー」(5日間)】 (各年9月末現在)</p> <p>令和5年度 6回開催、参加者数105名(うち託児利用者延べ19名) 令和4年度 6回開催、参加者数94名(うち託児利用者延べ27名)</p> <p>【担当者制による重点支援対象者数等】(各年9月末現在)</p> <p>令和5年度 重点支援対象者数2,241人、就職件数2,212件、就職率98.7% 令和4年度 重点支援対象者数2,157人、就職件数2,080件、就職率96.4%</p> <p>【チャットシステムによる相談件数】(各年9月末現在)</p> <p>令和5年度 87件 令和4年度 118件</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保 引き続き報告徴収等の実施により法の履行確保及び周知を図る。 また、女性活躍推進法に基づく行動計画未提出事業主に対して、個別の提出勧奨を行う。また、「女性の活躍推進企業データベース(厚生労働省委託事業)」の利点(①業界内・地域における自社の位置づけ把握、自社の取組状況を学生求職者等へアピール可能など)を案内し利用の促進を促すとともに、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の認定取得について更なる働きかけを行う。</p> <p>② 男性が育児休暇を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援</p> <p>ア 引き続き報告徴収の実施や紛争解決援助制度の活用により、法の履行確保を図る。</p> <p>イ 両立支援等助成金についてもリーフレットの配布のほか、団体への説明会等の機会を捉えて、制度の周知及び活用促進を図る。</p> <p>ウ マザーズハローワーク等による子育て中の方等に対する就職支援 引き続き、マザーズハローワーク等の専門窓口において、求職者一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保を推進するほか、子どもが小さいなどの理由で来所が困難な方に向けてオンライン職業相談やチャットシステムを活用した求職活動支援を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課、指導課／職業安定部職業安定課</p>

最重点施策	1 多様な人材の活用促進
テーマ	(2) リスキリング(学び直し)支援及び賃金上昇を伴う労働移動の支援
取組目標	① 人材開発支援助成金の利用促進 ② 賃金上昇を伴う労働移動の推進
取組結果	<p>① 人材開発支援助成金の利用促進【資料3-1】</p> <p>ア 計画書提出状況(令和5年9月末現在)</p> <p>「人への投資促進コース」</p> <p>計画書受理件数 112件(前年同期 2件)</p> <p>計画書受理人数 4,929人(前年同期 5人)</p> <p>「事業展開等リスキリング支援コース」(令和4年12月創設)</p> <p>計画書受理件数 274件</p> <p>計画書受理人数 923人</p> <p>イ 事業所訪問実績(令和5年9月末現在)</p> <p>労働局 目標180件、実績329件、達成率182.8%</p> <p>ハローワーク 目標708件、実績862件、達成率121.8%</p> <p>ウ セミナー等の開催、参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン説明会(社労士向け)の開催 令和5年7月27日(木) 出席(視聴)16人 ・社会保険労務士会道北支部研修会への講師派遣 令和5年5月16日(火) 出席 27人 ・札幌市精神科病院事務連絡協議会での説明 令和5年5月19日(金) 出席 34人 ・千歳市デジタル人材育成支援セミナーでの説明 令和5年8月1日(火)、8月4日(金) 出席 12社 <p>② 賃金上昇を伴う労働移動の推進</p> <p>ア 支給決定状況(令和5年9月末現在)</p> <p>(ア) 労働移動支援助成金(早期雇い入れ支援コース)【資料3-2】</p> <p>支給決定件数 13件(前年同期比▲27.8%)</p> <p>支給決定金額 5,000,000円(前年同期比▲38.3%)</p> <p>(イ) 中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)【資料3-3】</p> <p>支給決定件数 1件(前年同期 0件)</p> <p>支給決定金額 700,000円(前年同期 0円)</p> <p>(ウ) 特定求職者雇用開発助成金【資料3-4】</p> <p>(成長分野等人材確保・育成コース)</p> <p>※令和4年4月創設のため、前年同期における支給申請なし)</p> <p>支給決定件数 6件</p> <p>支給決定金額 2,550,000円</p>

	<p>(エ) 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース：令和4年12月創設）</p> <p>【資料3-5】</p> <p>支給決定件数 0件</p> <p>支給決定金額 0円</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 人材開発支援助成金の利用促進</p> <p>引き続き各ハローワークにおける事業所訪問計画の進捗管理をしつつ、労働局においても積極的に事業所訪問を行う。それにより得られた情報や受理した計画届の内容から活用勧奨先の産業や業種等のターゲティングを随時実施、各ハローワークに情報提供を行うことで、より効率的な活用勧奨を実施する。</p> <p>また、地域雇用活性化推進事業を実施する地域のハローワークと連携を図り、訓練にかかるメニューに参加する企業に対しての活用勧奨を実施する。</p> <p>さらに、事業所を対象としたオンライン説明会の開催する。</p> <p>② 賃金上昇を伴う労働移動の推進</p> <p>引き続き労働局ホームページや各ハローワークにおいて周知を行うとともに、産業雇用安定助成金については産業雇用安定センターと連携し、在籍型出向の一層の周知を図り、活用促進に努めるほか、人材開発支援助成金等の計画書の写しの返送時にリーフレットを同封するなど、事業所への周知も引き続き実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

最重点施策	1 多様な人材の活用促進				
テーマ	(3) 就職氷河期世代の活躍支援				
取組目標	<p>① チーム制による伴走型支援</p> <p>【目標値】ハローワークの紹介による就職氷河期世代の不安定就労者の正社員就職数について、5,566人以上を目指す。</p> <p>② 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援</p>				
取組結果	<p>① チーム制による伴走型支援</p> <p>ア 就職氷河期世代サポートコーナー・窓口におけるきめ細かな支援の実施</p> <p>就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の方への就職支援のための専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」を札幌わかものハローワーク（令和2年4月開設）、ハローワーク函館（令和3年3月開設）に設置している。</p> <p>「就職氷河期世代サポートコーナー」では、就職支援コーディネーター、就労・生活支援アドバイザーなど専門担当者のチーム制によるキャリア・コンサルティングをはじめ、生活設計面の相談、応募書類の作成支援、面接トレーニングの実施、セミナーや企業説明会・就職面接会の開催、職業訓練のあっせん、職場実習・体験の実施、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などの支援を実施した。</p> <p>また、専門窓口が設置されていないハローワークにおいても、一人ひとりの課題に応じて正社員化の実現等に向けたきめ細かな支援を実施した。【資料3-6】</p> <p>イ 助成金の活用による雇用支援の実施</p> <p>就職氷河期世代の雇用機会の増大を図るため、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金の活用について、ハローワークでの求人受理時や求人開拓時等、事業主との接触機会を捉え、制度の周知を積極的に実施したほか、労働局HPやSNSを活用した周知や、北海道との連携により作成した、就職氷河期世代支援に活用できる助成制度等を掲載した事業主向けパンフレットを企業向けセミナー等にて配布するなどにより、継続的に制度の周知及び利用の促進に努めた。</p> <p>【ハローワークによる就職氷河期世代（35歳～55歳）の正社員就職件数】</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度（9月末現在）</td> <td>3,272件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（9月末現在）</td> <td>3,017件</td> </tr> </table> <p>② 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援</p> <p>ア 「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの設置 <p>厚生労働省が策定した就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえ、北海道における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、北海道労働局、北海道をはじめ、関係行政</p>	令和5年度（9月末現在）	3,272件	令和4年度（9月末現在）	3,017件
令和5年度（9月末現在）	3,272件				
令和4年度（9月末現在）	3,017件				

機関、道内の経済団体、労働団体、支援団体等を構成員とする「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「北海道PF」という。）」を令和2年7月20日に設置し、令和2年9月28日付けで策定した「事業実施計画」に基づき、連携した支援の取組を実施している。

・北海道PF会議の開催

北海道PFにおける支援策の進捗状況や周知・広報の取組など構成員間の情報共有を図るための会議を開催した。

【北海道PF第7回会議：令和5年7月26日（水）開催】

・委託事業における支援の取組

就職氷河期世代の不安定就労者等の雇入れや正社員化等の支援を図るため、委託事業「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」により、企業説明会等を開催した。

【就職氷河期世代のための企業説明会】

開催日：令和5年7月14日 13時00分～16時00分

場 所：札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階

参加企業数：42社（前年度：31社）、来場者数：125名（同：74人）

当日は同一会場内にて、ハローワーク、さっぽろ若者サポートステーション、ジョブカフェ北海道、札幌市生活就労支援センター、札幌市就業サポートセンター、ポリテクセンター北海道などの関係機関による、就労や生活に関する助言・相談を行うことを目的とした「特別相談会」を開催した。

【関係機関による「しごと・くらし特別相談会」】

参加機関：8機関、相談者数：56名

併せて、氷河期世代の積極的な雇用を検討する企業の人事担当者を対象とした、氷河期世代の雇用のメリット及びポイントの説明を主たる内容としたセミナーを開催した。

【企業向けセミナー「氷河期世代の採用メリット及び職場定着について」】

参加企業：42社

イ 地域若者サポートステーションとの連携

就職氷河期世代における長期無業者の支援のため、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）が設置されている地域のハローワークにおいて、サポステの出張相談窓口を定期的に開設したほか、ケース会議の開催等により情報の共有を図り、対象者の支援に努めた。

また、ハローワーク窓口において、サポステの対象年齢が49歳まで拡充されたことの周知を含め、サポステ事業の積極的な周知を図り、併せて、サポステによる支援が必要と判断される求職者のサポステへの積極的な誘導を行った。

【サポステ設置：9か所（ ）はサテライト】

札幌・（岩見沢）、旭川、釧路、函館、苫小牧・（室蘭）、オホーツク、帯広

進捗を踏まえた下半期の取組

① チーム制による伴走型支援

引き続き、専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」において、支援を必要とする方々に対し、きめ細かな伴走型支援を実施する。

また、ハローワークにおいて正社員求人を提出する事業主や正社員での就職を希望する対象労働者へ特定求職者雇用開発助成金（氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金の活用についての丁寧な説明を行うほか、引き続き、各助成金の積極的な周知・広報に努め、制度の適切な運用を図る。

② 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援

ア 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組

・北海道PF事業実施計画に基づく、KPI（重要業績評価指標）を意識した取組の効果的かつ効率的な実施。

・北海道PF第8回会議の開催（令和6年1月～3月頃）

・委託事業「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」による取組

「就職氷河期世代のための就職面接会」の開催

開催日：令和5年11月16日開催予定

場 所：札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階

参加企業数 30社以上

当日は、7月の開催同様、同一会場内にて、ハローワーク、さっぽろ若者サポートステーション、ジョブカフェ北海道、札幌市生活就労支援センター、札幌市就業サポートセンター、ポリテクセンター北海道などの関係機関による、就労や生活に関する助言・相談を行うことを目的とした「特別相談会」を開催する予定としている。

また、就職氷河期世代の求職者の方を対象とした、応募書類の作成支援などをカリキュラムとした「就職支援セミナー」も同時開催することとしている。

イ 地域若者サポートステーションとの連携

引き続き、サポステ事業の積極的な周知に努めるほか、ハローワーク及び福祉機関等との連携を強化し、支援対象者の積極的な誘導に努めることとする。

また、労働局・ハローワーク担当者と道内各サポステの管理者との定期的な協議の場（オンラインミーティング）を設け、好事例や問題等の共有を図り、事業の効果的かつ効率的な運営に努めることとする。

担当部署

職業安定部職業安定課、職業対策課

最重点施策	2 安心して働くことができる職場環境づくり
テーマ	(1) 長時間労働の抑制
取組目標	① 長時間労働の抑制と過重労働防止対策
取組結果	<p>① 労働基準行政が一体となった過労死等防止対策の取組</p> <p>ア 長時間労働の抑制と過重労働対策</p> <p>(ア) 長時間労働の抑制に向けた監督指導等</p> <p>(イ) 過重労働による健康障害防止対策</p> <p>長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導(関係法令の周知等含む)を733件実施し、583件で労働基準関係法令違反(違反率79.5%)が認められたので、是正を指導した。</p> <p>(ウ) 中小企業・小規模事業者及び建設業への改正労働基準法等の周知等</p> <p>監督指導により労働時間に関する違反が認められた場合、労働時間相談・支援班又は北海道働き方改革推進センター等の活用により法違反の解消に向けた助言指導を行った。また、建設業に対しては業界団体等を通じて説明会を開催する等により改正労働基準法等の周知を図った。</p> <p>(エ) 自動車運転者の勤務環境の改善</p> <p>自動車運転者に関する指導等に関して、監督指導を106件実施して86件で労働基準関係法令違反(違反率81.1%)が認められたので是正を指導し、労働時間管理適正化指導員を活用した個別訪問を32件実施して労働基準関係法令等の周知を実施した。</p> <p>関係機関との通報事案は、当局から関係機関へ通報した件数は11件、関係機関から当局へ通報された件数は9件であった。</p> <p>また、トラック運転者の労働環境改善のため各労働基準監督署において発着荷主に対し、長時間の荷待ち等を改善するための要請を実施した。</p> <p>(オ) 長時間労働につながる取引環境の見直し</p> <p>長時間労働の抑制等を主眼とした監督指導は(イ)で述べたとおり733件であるが、このうち親事業の下請代金支払遅延防止法等違反に起因する労働基準関係法令違反は認められなかった。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 引き続き時間外・休日労働時間数1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施することとし、特に過労死等防止啓発月間である11月に重点的に監督指導を実施するほか、過重労働相談受付集中期間の設置、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催、しわ寄せ防止キャンペーンの設定等、過重労働解消に向けた取組を実施する。【資料2-1, 2-2】</p> <p>② 時間外労働の上限規制に係る適用が猶予されている自動車運転者と建設業に対し監督指導等により法令遵守を図りつつ、これらの業種に対し労働時間相談・支援班による集団指導等を実施して改正労働基準法の周知を行う。</p> <p>③ 下請事業場における長時間労働の背景に親事業場による下請代金支払遅延防止法</p>

	等違反がないか監督指導の際には必ず確認し、通報対象に該当する場合には、確実に通報を行う。
担当部署	労働基準部監督課

最重点施策	2 安心して働くことができる職場環境づくり
テーマ	(1) 長時間労働の抑制と過重労働対策
取組目標	② 過労死等事案が発生した場合の措置 イ 迅速・的確な労災認定 被災労働者等からの労災請求について、的確な進行管理により早期の労災決定を行う。
取組結果	<p>署において調査・認定に従事する中堅職員に対して、令和5年6月29日に調査の困難性が高く長期化するおそれのある過労死等事案及び石綿関連疾患事案の調査実務等のスキルアップを目的とした当課主催による専門研修を実施し、早期処理に必要な専門的知識及び効率的調査手法の能力向上を図った。</p> <p>なお、過労死等事案については、局と署が連携し組織的に事案を管理することで、請求当初の初動体制から調査の要点をまとめ策定するまでを進行管理し、署管理者及び調査担当者に指導・助言するとともに、毎月、未決事案の進捗を把握し必要な追加指示を行うことにより、調査の長期化を未然に防ぐとともに長期未決となった事案については、毎月、労災補償課長を含む局担当者による局事案検討会及び労働基準部長報告において処理経過を共有し、事案の問題点を洗い出し、署に対し判断に必要な具体的調査指示等を示し、早期処理を図った。</p> <p>また、過労死等事案において、業務過重性や心理的負荷の強度の評価に係る重要な要因である労働時間の的確な把握かつ特定のため、署監督部署との綿密な連携を指示し、過労死等事案の早期決定を目指した。</p> <p>しかしながら精神事案の請求増（4～8月の請求件数が令和4年度の40件に対し本年度は51件）になった要因もあり、令和5年8月末現在の過労死等事案の長期未決件数は8件の増となった。（精神17件、脳心2件、昨年同月末は精神9件、脳心2件）</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>引き続き、過労死等事案の早期決定のため、上記取組を継続するとともに、実施時期を明確にした調査指示及び担当監察官による進行管理、決定処理までのフォローアップ体制に更なる徹底を図り、調査期間の短縮を図る。</p> <p>加えて、未決件数が増加している署に対しては、実務経験に富む労災補償監察官を署の事案検討会に参加させ指示・助言を行うほか、必要に応じて、業務指導の実施、テレビ会議システム（Web会議）を活用し指導するなど、調査・認定業務に従事する職員を支援し業務遂行能力の一層の向上を図る。</p>
担当部署	労働基準部労災補償課

最重点施策 2 安心して働くことができる職場環境づくり

テーマ (2) 死亡労働災害の減少

取組目標 全死亡労働災害の約半数を占める建設業を中心に死亡労働災害の減少を目指す

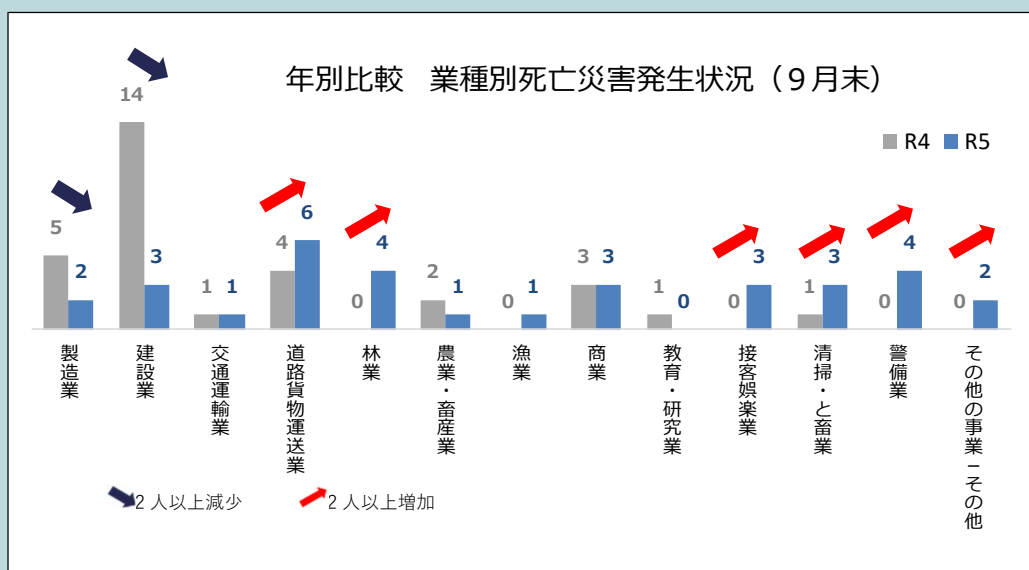
取組結果 ア 死亡労働災害発生状況（令和5年9月末速報値）

(ア) 全業種における死亡労働災害発生状況

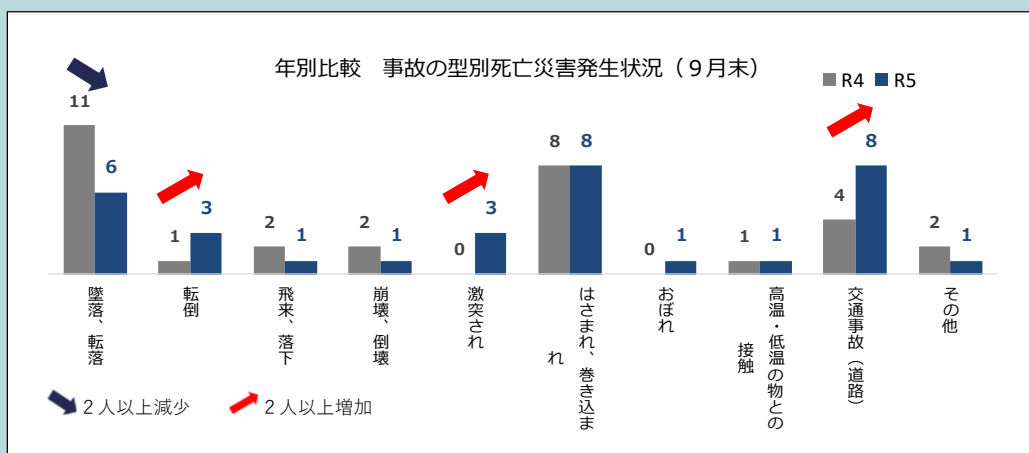
令和5年9月末時点の死亡者数は33人と前年同期の速報値である31人を2人上回っている。

業種別では道路貨物運送業が最も多く前年同期と比べて2人増加している。次いで林業、警備業が4人と昨年同期と比べて4人増加している。

重点業種の建設業は3人と前年同期と比べて11人減少となっているほか、製造業についても2人と前年同期と比べて3人の減少となっている。



事故の型別発生状況でははさまれ・巻き込まれが8人、交通事故（道路）が8人と最も多く発生している。次いで墜落・転落が6人となっている。



本年は交通事故（道路）が8人と前年同期と比べて4人増加している。令和4年に最も多く発生した墜落・転落は前年同期と比べて5人減少している。

交通事故（道路）は道路貨物運送業で2人の他は建設業、交通運輸業、畜産業、商業、警備業、その他の業種で1人ずつとあらゆる業種で発生している。

はさまれ・巻き込まれ災害は道路貨物運送業で3人、警備業で2人のほかは漁業、商業、清掃・と畜業で1人ずつ発生している。道路貨物運送業の3人のうち、2人はフォークリフトを用いた作業中の災害である。警備業の2人はいずれも建設工事現場内での工事用車両によるひかれによるものであった。

墜落・転落災害は建設業で2名のほかは製造業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の業種で1人ずつの発生となっている。建設業の2名は乗用草刈り機の転落によるもの、屋根からの墜落によるものである。その他の4名は全てはしご等からの墜落となっており、前年同期と比べてはしご等からの墜落は3人の増加となっている（令和4年の墜落・転落による死亡者数14人のうち、はしご等によるものは1人のみ。）。

（イ）重点業種（建設業）における死亡災害発生状況

令和5年9月末時点の建設業の死亡者数は3人と前年同期と比べて11人の大幅な減少となっている。

工種別では土木建設業が1名、建築工事業が2名となっている。事故の型別では墜落転落によるものが2名、交通事故（道路）によるものが1名である。

イ 死亡労働災害減少に向けた取組

（ア）重点業種（建設業）に係る取組

a 「建設工事着工期労働災害防止運動」実施（4月1日～6月30日）

局署において発注機関及び関係団体に対して周知及び要請を行い、集団指導、パトロールを実施したほか、監督指導及び個別指導を実施した（監督指導件数513件、個別指導件数89件）。

b 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に係る周知（4月～）

発注機関、建設関係団体及び登録教習機関に対して周知を行ったほか、局署で実施する集団指導での説明を行った。また、北海道建設新聞社にて特集記事が掲載された。

c 建設工事発注者連絡協議会の開催について（5月、6月）

局署において建設工事着工期における労働災害防止対策等の取組、令和5年度の建設業における安全衛生対策の方針について説明し、パトロールの実施及び安全講習会開催時の連携を要請した。

d 建設業死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間の実施（7月）

第13次労働災害防止計画期間の累計では建設業においては7月に最も多く死亡労働災害が発生していたことから、7月を「死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間」とし、重点的に監督指導及び個別指導を実施した（監督指導件数387件、個別指導件数59件）。

また、7月6日には安全週間とも合わせて局長パトロールを実施した。

	<p>実施結果については着工期の取組と併せてとりまとめを行い、7月末時点の建設業の災害分析結果と災害防止対策資料とともに発注者及び関係団体へ周知を行うほか広報を実施した。【資料2-3】</p> <p>(イ) 死亡災害増加業種に対する取組</p> <p>a 林業に対する取組</p> <p>以下の取組を実施したが、7月に伐木作業中の災害、8月に蜂さされによる災害が発生した。</p> <p>死亡災害が2件発生した時点で林野庁及び北海道と連携し、連名の緊急メッセージを発出した(3月)。</p> <p>令和5年度林業における安全衛生対策の推進方針について発注者及び関係団体へ文書周知を行った。(4月)</p> <p>林野庁及び北海道と連携を行うため、三官署連絡会議を開催し、パトロール、安全大会開催時の連携を要請した。(5月)</p> <p>b 警備業に対する取組</p> <p>以下の取組を実施し、8月以降は死亡災害は発生していない。</p> <p>7月に3件目の交通誘導員が工事用車両にひかれて死亡する災害が発生したことから、自主点検付きの注意喚起リーフレットを作成し、警備業団体、建設業団体、陸運業災害防止団体へ文書要請を行った(7月)。【資料2-4】</p> <p>また、警備業協会において緊急安全大会が開催されたため、大会に局幹部が出席し災害防止対策の徹底について要請した。(7月)</p> <p>警備業協会が主催するパトロールに参加した(9月)。</p> <p>c 陸上貨物運送事業に対する取組</p> <p>2023 陸運業ゼロ災チャレンジ北海道の実施(1回目:2月1日~7月31日、2回目:8月1日~1月31日)</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>ア 建設業対策</p> <p>建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施(10月1日~12月31日)</p> <p>イ 林業対策</p> <p>林野庁及び北海道と連携して局においてもパトロールを実施する(10月)。</p> <p>三官署の連絡協議会の開催(11月)。</p> <p>ウ その他</p> <p>凍結路面での転倒、交通事故、雪下ろし中の墜落転落等、冬季に死亡労働災害リスクが増加するため、「北海道冬季ゼロ災運動」を実施する(12月1日~3月31日)</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部安全課</p>

最重点施策	3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等						
テーマ							
取組目標	<p>① 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援</p> <p>② 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>③ 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底</p>						
取組結果	<p>① 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援</p> <p>企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等がわかるようリーフレット等を提供するほか、当局HPに「賃金引上げ特設ページ」を掲載する等、企業の賃金引上げへの支援に繋げるよう周知に取り組んだ。</p> <p>あわせて、中小企業等の賃上げにつながるよう、全監督署において、臨検監督、各種説明会等、あらゆる機会をとらえて賃金支払いの徹底と賃金引上げに向け各業種の平均的賃金の紹介、賃金引上げがもたらす事業者のメリットを説明するなど働きかけを行った。</p> <p>また、日本政策金融公庫の働き方改革推進支援資金についても当局HPにリンクを張って活用促進を図るとともに、働き方改革推進支援センターを積極的に周知し、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行った。</p> <p>② 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>ア 中央最低賃金審議会の目安答申が昨年引き続き予定より遅れて令和5年7月28日夜となったが、それに対応できるよう審議会委員の日程調整を行い、適時、道内経済動向や地域の実情等に関する資料等を提供するなどして、円滑に北海道最低賃金審議会の運営を行い、令和5年8月7日北海道労働局長への答申となり、令和5年10月1日の発効となった。</p> <p>イ 北海道労働局、各労働基準監督署・公共職業安定所、働き方改革推進センターは、各種会議等あらゆる機会を捉えて周知、活用勧奨を行ったほか、最低賃金の改正が公示された令和5年9月1日以降、地方公共団体、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌（紙）及びHPへ改正最低賃金額と併せて業務改善助成金活用促進の掲載依頼を行い、それと並行して、業務改善助成金及び北海道働き方改革推進支援センターについて記載している最低賃金周知ポスター及びリーフレットを配布して利用促進を図った。【資料1-2】</p> <p>業務改善助成金の申請件数は令和5年度9月末で394件と、前年度に比べて大幅な増加となった。</p> <table border="1" data-bbox="523 1697 1264 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務改善助成金申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度9月末</td> <td>394件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度9月末</td> <td>125件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底</p> <p>監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関するチェックリストを配付、回収し、法的に問題となりうる正社員と非正規社員との間の待遇差等が存在して</p>		業務改善助成金申請件数	令和5年度9月末	394件	令和4年度9月末	125件
	業務改善助成金申請件数						
令和5年度9月末	394件						
令和4年度9月末	125件						

	<p>いる事業所を優先的に、法に基づく報告徴収又は指導監督を実施し、必要な助言・指導を行うことにより、法の履行確保、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム・有期雇用労働法関係の報告徴収 78件（9月末現在） ・労働者派遣法関係の指導監督 41件（9月末現在）
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援</p> <p>引き続き、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる各種情報の提供、各種支援策をあらゆる機会をとらえて積極的に周知し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。</p> <p>② 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>ア 現在、特定最低賃金（4業種）の改正に向けて北海道地方最低賃金審議会（専門部会）を開催中であり、地域別最低賃金同様に充実した審議が尽くせるよう必要な資料を提供するなど円滑な運営に努める。</p> <p>イ 地域別最低賃金の発効日（令和5年10月1日）からJR及び札幌市営地下鉄の車内中吊り広告及び狸ビジョンを活用して、最低賃金額及び業務改善助成金の利用勧奨について集中的に周知広報を行った。今後も引き続き最低賃金額の周知、業務改善助成金の周知・利用勧奨及び働き方改革支援センターの利用促進を図る。</p> <p>また、最低賃金の履行確保を図るための監督指導等を第4四半期に各労働基準監督署を通じて実施することとしている。</p> <p>③ 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底</p> <p>引き続き、法に基づく報告徴収又は指導監督を実施し、法の履行確保を図るとともに、企業の自主的な取組を促すために、各種支援策の周知や北海道働き方改革推進支援センターの利用勧奨を行う。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課、指導課／労働基準部監督課、賃金室</p>

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策									
テーマ	(1) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等									
取組目標	<p>① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援</p> <p>② 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>③ 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発</p>									
取組結果	<p>① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援</p> <p>ア パートタイム・有期労働法について、報告徴収により法の履行確保及び周知を図った。(176件(9月末現在))</p> <p>イ パートタイム労働者や有期雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応した。(97件(9月末現在))</p> <p>ウ 中小企業・小規模事業者の利用促進のため、北海道働き方改革推進支援センターにおいて、同一労働同一賃金に関するテーマのセミナーを開催し、年間目標25件に対し、上半期の実施は13回と年間目標の52.0%となっている。(9月末現在)</p> <p>企業への訪問コンサルティングは、年間目標1,520件に対し、上半期の実施は331件と年間目標の21.8%にとどまった。(9月末現在)【資料1-1】</p> <p>エ キャリアアップ助成金の周知を図り、正社員化の促進を図った。</p> <table border="1" data-bbox="352 1061 1437 1256"> <thead> <tr> <th></th> <th>キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数</th> <th>キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度9月末</td> <td>1,082件</td> <td>1,076人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度9月末</td> <td>1,546件</td> <td>1,274人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することを踏まえて、無期転換ルールに関して当局HPで広く周知を図るとともに、報告徴収や相談対応等に併せて無期転換ルールに関するリーフ・パンフ・Q&A集等各種資料を活用する等円滑な運用のための周知徹底を行った。</p> <p>③ 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発</p> <p>ア 指導監督</p> <p>労働者派遣事業が適正に運営されるよう、派遣元及び派遣先事業所に対し訪問または呼出による指導監督を実施している。</p> <p>令和5年度実施数(9月末現在):266件(うち集中指導72件)</p> <p>令和4年度実施数(9月末現在):205件(うち集中指導9件)</p> <p>イ 集団指導</p> <p>(ア) 同一労働同一賃金セミナー</p> <p>派遣元及び派遣先事業主等を対象として、同一労働同一賃金制度や労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の作成について説明をしている。</p> <p>令和5年開催回数(9月末現在):12回、参加数:43事業所</p>		キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数	キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数	令和5年度9月末	1,082件	1,076人	令和4年度9月末	1,546件	1,274人
	キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数	キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数								
令和5年度9月末	1,082件	1,076人								
令和4年度9月末	1,546件	1,274人								

	<p>令和4年開催回数（9月末現在）：12回、参加数：53事業所</p> <p>(イ) 労働者派遣事業主向けセミナー</p> <p>労働者派遣事業を行う事業主等に対し、労働者派遣事業制度や留意点など適正な運営に向けて様々なセミナーを実施している。</p> <p>令和5年開催回数（9月末現在）：14回、参加数：340事業所</p> <p>令和4年開催回数（9月末現在）：13回、参加数：489事業所</p> <p>(ウ) 派遣労働者向けセミナー</p> <p>求職者等を対象として、同一労働同一賃金制度を含む労働者派遣制度の仕組みや派遣労働する際の注意点等を説明している。</p> <p>令和5年開催回数（9月末現在）：8回、参加数：135人</p> <p>令和4年開催回数（9月末現在）：7回、参加数：101人</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援</p> <p>引き続き、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施し、法の履行確保及び周知を図るとともに、北海道働き方改革推進支援センターではセミナー等を開催し、パートタイム労働者や有期雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応する。併せてキャリアアップ助成金の周知を行い、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善に向けて利用促進を図る。</p> <p>② 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>引き続き、無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在すること及び施行規則の一部改正（無期転換ルール・労働契約関係の明確化等）の周知を踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底を行う。</p> <p>③ 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発</p> <p>上期に引き続き、派遣先の通常の労働者と均等・均衡待遇確保措置及び労使協定による待遇確保措置等が適切に履行されているか重点的に確認する集中的指導監督を積極的に実施するほか、労働者派遣事業の適正な事業運営の履行確保を目的とした定期指導を実施する。</p> <p>また、セミナーの説明内容と実施方法を工夫し、留意すべき内容を理解しやすくなるような説明とすることや引き続きオンラインによる受講を可能とするなど、幅広く受講が出来るようにすることで制度の一層の周知を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部指導課／職業安定部需給調整課</p>

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(2) 総合的なハラスメント対策の推進
取組目標	<p>① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保</p> <p>② 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進</p> <p>③ 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進</p>
取組結果	<p>① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保 ハラスメント防止措置について、報告徴収により企業の雇用労務管理について聴取し必要に応じて指導を行い、履行確保を図った。(67件(9月末現在)) 本省委託事業の活用について、当局HPで周知を図るとともに、相談対応等においてウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種研修ツールを案内し周知を図った。</p> <p>② 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進 就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、当局HPで周知を図るとともに、相談先等を記載したリーフレットを活用し、当局HP等で周知した。 【資料1-3】</p> <p>③ 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進 カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、当局HPで周知を図るとともに、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促した。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保 企業のハラスメント防止措置の実施の促進について、12月の「ハラスメント撲滅月間」に事業主団体等に対して周知啓発を行う。 また、報告請求の実施による法の履行確保について、引き続き実施する。</p> <p>② 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進 引き続き相談先等を記載したリーフレットを活用し、周知する。</p> <p>③ 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進 引き続きカスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用し、周知する。</p>
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策						
テーマ	(3) 柔軟な働き方や職場環境整備への支援						
取組目標	<p>① 良質なテレワークの導入・定着促進</p> <p>② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援</p> <p>③ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について</p>						
取組結果	<p>① 良質なテレワークの導入・定着促進</p> <p>テレワーク相談センターにおいて今年度8回実施予定のテレワーク・セミナーの開催案内を当局HPへ掲示するほか、北海道働き方改革推進支援センターと連携し周知を図った。【資料1-4】</p> <p>また、人材確保等支援助成金（テレワークコース）について、当局HPに掲載して周知を行った。</p> <p>② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援</p> <p>当局HPにおいて「働き方改革推進支援助成金」の案内を掲載し、周知を図った。</p> <p>また、本年9月には道内の約500団体に対し、助成金の周知と広報誌等への掲載依頼を文書で行った。</p> <table border="1" data-bbox="541 929 1246 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>働き方改革推進支援助成金申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度9月末</td> <td>124件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度9月末</td> <td>172件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について</p> <p>「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」については、下期に開催を予定している。</p>		働き方改革推進支援助成金申請件数	令和5年度9月末	124件	令和4年度9月末	172件
	働き方改革推進支援助成金申請件数						
令和5年度9月末	124件						
令和4年度9月末	172件						
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 良質なテレワークの導入・定着促進</p> <p>引き続き良質なテレワークの普及促進を図るため、本省主催による「テレワークセミナー」の受講勧奨を実施する。</p> <p>また、テレワーク相談センターと北海道働き方改革支援センターとの連携による個別相談対応の充実、セミナー開催等による支援を行う。併せて「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」についての周知を図る。</p> <p>② 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援</p> <p>引き続き「働き方改革推進支援助成金」の周知を図るとともに、当該助成金の迅速な審査・給付に努める。</p> <p>③ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について</p> <p>「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」については、協議会構成機関の活動状況を共有するとともに、今後の取組について意見交換を行うこととしている。</p>						
担当部署	雇用環境・均等部企画課、指導課						

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策																																	
テーマ	(4) 個別労働関係紛争の解決の促進																																	
取組目標	① 総合労働相談コーナーの適正運営 ② 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施																																	
取組結果	<p>① 総合労働相談コーナーの適正運営</p> <p>総合労働相談員に対し、総合労働相談員会議や業務指導を通じて、関係法令に関する知識の付与や、効果的な紛争解決援助に関する情報提供を実施した。</p> <p>各総合労働相談コーナーに対する業務指導は、業務経験の浅いコーナーから進め、上半期には当局における総合労働相談コーナー17か所のうち5か所に実施した。</p> <p>② 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施</p> <p>各総合労働相談員が、個別労働紛争解決制度に基づく『助言・指導』や『あっせん』を受付する際、適切な処理が行われるよう事前協議し、必要な指導を実施した。</p> <p>(助言・指導)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受理件数</th> <th>10日以内実施</th> <th>10日以内実施率</th> <th>10日超実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度上期</td> <td>114件</td> <td>106件</td> <td>93.0%</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>125件</td> <td>119件</td> <td>95.2%</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(あっせん)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受理件数</th> <th>2か月以内完結率</th> <th>処理件数</th> <th>合意率</th> <th>参加合意率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度上期</td> <td>49件</td> <td>59.7%</td> <td>62件</td> <td>32.3%</td> <td>58.8%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>104件</td> <td>61.5%</td> <td>91件</td> <td>30.8%</td> <td>62.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【資料1-5】</p> <p>あっせんが打ち切りとなった場合は、申請人に対し、関係機関(裁判所、北海道労働委員会及び法テラス等)のリーフレットを交付し、その後の紛争解決のために向けての情報提供を実施した。</p>		受理件数	10日以内実施	10日以内実施率	10日超実施	令和5年度上期	114件	106件	93.0%	4件	令和4年度上期	125件	119件	95.2%	6件		受理件数	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意率	令和5年度上期	49件	59.7%	62件	32.3%	58.8%	令和4年度上期	104件	61.5%	91件	30.8%	62.8%
	受理件数	10日以内実施	10日以内実施率	10日超実施																														
令和5年度上期	114件	106件	93.0%	4件																														
令和4年度上期	125件	119件	95.2%	6件																														
	受理件数	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意率																													
令和5年度上期	49件	59.7%	62件	32.3%	58.8%																													
令和4年度上期	104件	61.5%	91件	30.8%	62.8%																													
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 総合労働相談コーナーの適正運営</p> <p>引き続き、各総合労働相談員に対し、業務の着実な遂行のために必要な法令その他に関する情報を提供する。</p> <p>また、すべての総合労働相談コーナーに対し個別の業務指導を実施する。</p> <p>② 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施</p> <p>引き続き、受付時の事前協議等を通じて、助言・指導等の効果的な実施に努める。</p> <p>あっせんについては、参加の意思確認や日程調整を早急に行うことにより、早期の実施に努めるとともに、被申請者にはあっせん参加によるメリットを丁寧に説明することや、テレビあっせんの開催により、あっせん参加率の向上に努める。</p> <p>利用者のニーズを的確に聴取し、希望に応じた行政サービスを的確に提供する。</p>																																	
担当部署	雇用環境・均等部指導課																																	

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策																					
テーマ	(5) 仕事と家庭の両立支援対策の推進																					
取組目標	<p>① 仕事と介護の両立ができる職場環境整備</p> <p>② 次世代育成支援対策の推進</p> <p>③ 不妊治療と仕事の両立支援</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援</p>																					
取組結果	<p>① 仕事と介護の両立ができる職場環境整備</p> <p>介護休業制度を周知するための措置について、報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。(149件(9月末現在))</p> <p>当局HPに改正育児・介護休業法の解説資料や規定例についての厚生労働省のHPのリンクを掲載し周知を図った。</p> <p>令和5年度上期の両立支援等助成金の申請件数は182件で、うち介護離職防止支援コースは26件となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>両立支援等助成金申請件数</th> <th>うち、介護離職防止支援コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度9月末</td> <td>182件</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度9月末</td> <td>167件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 次世代育成支援対策の推進</p> <p>「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」、「くるみんプラス」の活用、「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定基準の改正及び「トライくるみん」の創設について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の終期通知に併せて事業主へパンフレット等を配布するとともに当局HPで周知を図った。</p> <p>[くるみん認定企業数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>プラチナくるみん</th> <th>くるみん(うちプラス)</th> <th>トライくるみん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度9月末</td> <td>1件</td> <td>2件(0件)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度9月末</td> <td>2件</td> <td>4件(1件)</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 不妊治療と仕事の両立支援</p> <p>当局HP上に設けた「不妊治療と仕事の両立について」の 카테고리の中で、両立支援等助成金(不妊治療両立コース)について周知を図った。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援</p> <p>両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)について、当局HPへの掲載やリーフレットの配布等により制度の周知と利用促進を図った。(9月末までの申請件数は23件) ※当該コースは令和5年9月末で制度を終了</p>		両立支援等助成金申請件数	うち、介護離職防止支援コース	令和5年度9月末	182件	26件	令和4年度9月末	167件	9件		プラチナくるみん	くるみん(うちプラス)	トライくるみん	令和5年度9月末	1件	2件(0件)	0件	令和4年度9月末	2件	4件(1件)	0件
	両立支援等助成金申請件数	うち、介護離職防止支援コース																				
令和5年度9月末	182件	26件																				
令和4年度9月末	167件	9件																				
	プラチナくるみん	くるみん(うちプラス)	トライくるみん																			
令和5年度9月末	1件	2件(0件)	0件																			
令和4年度9月末	2件	4件(1件)	0件																			

<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 仕事と介護の両立ができる職場環境整備</p> <p>ア 引き続き報告徴収の実施や紛争解決援助制度の活用により、法の履行確保を図る。</p> <p>イ 助成金についてもリーフレット等の配布や関係団体への広報誌掲載依頼などにより周知及び活用促進を図る。</p> <p>② 次世代育成支援対策の推進</p> <p>引き続き、事業主が行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加された次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等の周知を図ることにより、事業主による職場環境整備を推進する。</p> <p>また、令和4年度よりくるみん認定等の新たな類型として創設された不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度の活用を促すとともに、「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定基準の改正と、それに伴う新たなくるみん「トライくるみん」の創設について周知し、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行う。</p> <p>③ 不妊治療と仕事の両立支援</p> <p>引き続き両立支援等助成金（不妊治療両立コース）の利用促進を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課、指導課</p>

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(1) 法定労働条件の履行確保等
取組目標	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施</p> <p>② 法定労働条件の確保・改善</p> <p>③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p>
取組結果	<p>① 新型コロナウイルス感染症防止対策及び同感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理の実施</p> <p>ア 健康確保対策では、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」について、関係団体へリーフレットを配布し、その活用を図る要請を行った。特に、署において新型コロナウイルス感染事例を把握した場合は、「感染拡大防止チェックリスト」を活用した感染拡大防止の要請及び職場の感染対策の推進の周知を行った。【資料2-5】</p> <p>イ 労働条件確保対策では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業場における大量整理解雇等の情報を把握した場合はもとより、大量整理解雇以外で感染症の影響により労働条件上問題が生じるおそれがある事案について、適切な労務管理を行うよう啓発指導等を実施したが、相談情報が減少し昨年9月末実績よりマイナス85.8%の実績であった。</p> <p>ウ 企業倒産により賃金が未払いのまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払事業により早急な救済が図られるよう書類の簡略化等により迅速な処理を実施した。【資料2-6】</p> <p>エ 事業主及び労働者からの個別相談に対し、その都度、懇切丁寧に説明し制度の周知に努めた。</p> <p>また、5月8日より5類感染症に位置付けが変更され、陽性確認者の取扱いについて臨時的な取扱いを廃止したことから、リーフレット等のみではなく、取扱いの変更点を本省Q&Aを用い、丁寧に説明した。</p> <p>② 法定労働条件の確保・改善</p> <p>一般労働条件に係る監督指導(関係法令の周知等含む)に関して上半期は1,087件の監督指導を実施し、866件で労働基準関係法令違反(違反率79.7%)が認められ是正を指導した。</p> <p>司法処分事案や監督指導結果を積極的に広報し、当局HPに掲載した。</p> <p>【資料2-7】</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(以下ガイドラインという)に関して監督指導や集団指導等をあらゆる機会を捉えて周知した。また、前述の②における一般労働条件に係る監督指導において、賃金不払残業が認められた237件については是正を指導し、労働時間把握のためのガイドラインを遵守せず労働時間の不適切管理をしていた218件について改善を指導した。</p>

	<p>③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p> <p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策 技能実習生を含めた外国人労働者に係る監督指導等に関して上半期は 21 件の監督指導を実施し、20 件で労働基準関係法令違反(違反率 95.2%)が認められ是正を指導したほか、10 件を関係機関への通報を行った。</p> <p>イ 障害者である労働者 障害者に係る監督指導等に関して上半期は 8 件の監督指導を実施し、7 件で労働基準関係法令違反(違反率 87.5%)が認められ是正を指導した。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 新型コロナ対策については、5類感染症となったこと、相談件数も減少していることから継続的な啓発指導は重点から外し、倒産、大量整理解雇等の個別事案に迅速に対応していく。</p> <p>労災補償部門においても特例的な取扱いについては5類移行後に廃止され、一般的な給付の取扱いと同様になることから、個別相談に関しては懇切丁寧に説明するとともに、労災請求に対して迅速・適正な処理を行う。</p> <p>② 法定労働条件の確保・改善 賃金不払残業をはじめとする労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対して監督指導を実施し、法違反が認められた場合には是正指導させるとともに、重大・悪質な事案については司法処分とする。また、司法処分事案や監督指導結果については、広報を実施する。</p> <p>③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p> <p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策 労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対し監督指導を実施するとともに、関係機関との相互通報制度の確実な運用を図る。</p> <p>イ 障害者である労働者 関係行政機関からの情報や相談・監督指導などあらゆる機会において、障害者虐待が疑われる事案の把握に努め、障害者の法定労働条件の履行確保上の問題があると考えられる場合は、監督指導を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部監督課、労災補償課</p>

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(2) その他労働基準行政の推進に当たっての問題
取組目標	① 「労災隠し」の排除に係る対策の推進 ② 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導 ③ 社会保険労務士制度の適切な運用
取組結果	① 「労災かくし」の排除に係る対策の推進 「労災かくし」について厳正に対処した。 ② 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導 地方労働基準監察制度の的確な運用等により各労働基準監督官の監督権限の行使が的確に実施されているかを確認する。法違反に係る指導については違反の内容、是正に向けた取組方法を丁寧に説明する。 ③ 社会保険労務士制度の適切な運用 上半期において懲戒処分を決定した事案はなかった。
進捗を踏まえた下半期の取組	① 「労災かくし」の排除に係る対策の推進 監督指導、集団指導等あらゆる機会を通じ、「労災かくし」の排除について、周知・啓発を図っていく。「労災かくし」の情報を把握した場合は、司法処分を含め厳正に対処する。【資料2-8】 ② 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導 地方労働基準監察制度の的確な運用等及び職員研修により各労働基準監督官の資質向上に努めていく。【資料2-9】 ③ 社会保険労務士制度の適切な運営 関係部門と連携を図り、社会保険労務士の不正事案に係る情報収集に努め、同事案を把握した場合は、適切な調査を実施する。
担当部署	労働基準部監督課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策																																																	
テーマ	(3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた安全で健康に働くことができる環境づくり(安全関係)																																																	
取組目標	①事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 ③高年齢労働者の労働災害防止対策 ④外国人労働者等の労働災害防止対策 ⑥業種別、北海道特有の労働災害防止対策(陸上貨物運送事業、製造業、林業、農業・畜産業、北海道特有の労働災害防止対策)																																																	
取組結果	<p>① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発</p> <p>第14次労働災害防止計画について関係団体等へ周知を行った。</p> <p>第14次労働災害防止計画の概要版リーフレットの作成にあたり、「計画のねらい」部分及び重点対策の1つとして自主的安全衛生対策の取組等について明記して周知を行っている。【資料2-10】</p> <p>また、年度当初のあらゆる集団指導、安全大会で第14次労働災害防止計画について説明を実施し、本計画の基本方針である自発的に安全衛生対策に取り組むための意識変革の必要性について説明を行った。</p> <p>②・③ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策</p> <p>ア 災害発生状況</p> <p>転倒による死傷災害は平成25年から令和4年までの10年間に発生した全産業における死傷災害のうち、全ての年で最も多くの割合を占めているほか(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)、死傷者数そのものも10年間で約1.3倍に増加している。</p> <p>令和5年8月末時点の転倒による死傷者数は1,361人と昨年同期(1,359人)と比べて2人増加しているが、ほぼ横ばいの状況である。</p> <p>年齢層別では女性は60歳代が最も多く、次いで50歳代が多く発生している。男性は50歳代が最も多く、次いで60歳代が多く発生している。40歳代までは男性の死傷者数の方が多いが、50歳代以降は女性の死傷者数の方が多くなっている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>転倒災害発生状況(全産業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>発生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>1726</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1675</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1797</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1855</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1925</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1909</td></tr> <tr><td>R1</td><td>1924</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2002</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2155</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2281</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>転倒災害男女別年代別発生状況(R5.8月末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10代</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>20代</td><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>30代</td><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>40代</td><td>100</td><td>80</td></tr> <tr><td>50代</td><td>180</td><td>210</td></tr> <tr><td>60代</td><td>150</td><td>230</td></tr> <tr><td>70代</td><td>80</td><td>100</td></tr> <tr><td>80代</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	発生数	H25	1726	H26	1675	H27	1797	H28	1855	H29	1925	H30	1909	R1	1924	R2	2002	R3	2155	R4	2281	年代	男性	女性	10代	0	0	20代	50	40	30代	60	50	40代	100	80	50代	180	210	60代	150	230	70代	80	100	80代	10	10
年度	発生数																																																	
H25	1726																																																	
H26	1675																																																	
H27	1797																																																	
H28	1855																																																	
H29	1925																																																	
H30	1909																																																	
R1	1924																																																	
R2	2002																																																	
R3	2155																																																	
R4	2281																																																	
年代	男性	女性																																																
10代	0	0																																																
20代	50	40																																																
30代	60	50																																																
40代	100	80																																																
50代	180	210																																																
60代	150	230																																																
70代	80	100																																																
80代	10	10																																																

イ 実態把握

北海道内の事業場約 14,000 事業場に対し転倒災害対策の実態調査を実施した。
(集計中)

ウ 小売業 SAFE 協議会及び介護施設 SAFE 協議会の開催 (6月)

小売業 SAFE 協議会及び介護施設 SAFE 協議会を開催し、労働災害防止事例の周知用資料を作成した。周知用資料は協議会構成員の各店舗、施設での活用を要請したほか、北海道労働局HPで公開した。また、各署の個別指導時にも活用するよう指示を行った。【資料2-11】

エ 周知用リーフレットの公開 (5月～9月)

第14次労働災害防止計画推進の一環として、北海道労働局HPに「行動災害、高年齢労働者の労働災害防止対策」として概ね月1回のペースで周知用リーフレットを掲載している。【資料2-12】

オ 転倒等リスク評価のセルフチェックの分析シートの公開 (8月)

エイジフレンドリーガイドラインで実施が推奨されている転倒等リスク評価について、セルフチェックシート及び集団分析が可能となるシートを北海道労働局HPで公開し、リスク評価を実施しやすくしている。【資料2-13】

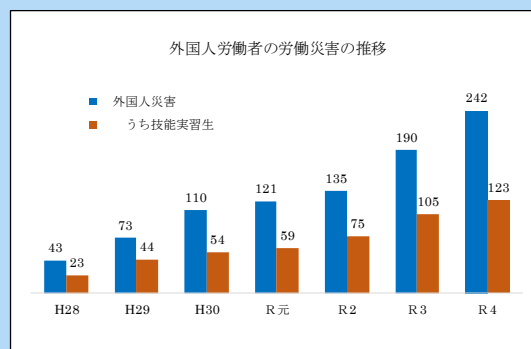
カ STOP! 転倒災害プロジェクトの実施 (9月)

令和5年5月19日付けの通達をもって、厚生労働本省としてはSTOP! 転倒災害プロジェクトが廃止となったが、当局においては新たに「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」を策定し、転倒災害防止対策を推進することとした。

④ 外国人労働者等の労働災害防止対策

ア 外国人労働者の就労人口の増加に伴い、その死傷者数は平成28年以降年々増加している。

令和5年8月末時点の外国人労働者の死傷者数は118人(うち技能実習生33人)と前年同期の確定値161人と比較では43人減少している。



令和5年8月末時点の外国人労働者の災害は畜産・水産業で47人(39.8%)と最も多く発生しており、次いで製造業30人(25.4%)、建設業16人(13.6%)となっている。

イ 実態把握

北海道内の事業場約 14,000 事業場に対し教育実施状況に係る実態調査を実施した。(集計中)

ウ 労働災害防止対策の推進

集団指導、安全大会等の機会を通じて母国語教材等による分かりやすい安全衛生教育の実施について指導を行っている。また、畜産業が盛んで技能実習生の実習実

施団体の多い道東地区の署では農業・畜産に係る安全教育資料をベトナム語、中国語で作成する取組も行われている。

また、外国人労働者の安全衛生対策を主眼とする監督指導を4月から9月末までの間に66件実施した。

⑥ 業種別、北海道特有の労働災害防止対策（陸上貨物運送事業、製造業、林業、農業・畜産業、北海道特有の労働災害防止対策）

ア 陸上貨物運送事業

（ア）災害発生状況【資料2-14】

令和5年8月末時点の陸上貨物運送事業の死傷者数は493人と前年同期の502人より9人減少している。しかし、死亡者数が9月末時点の速報値で6人と前年同期の4人より2人増加しているほか、全産業の中で最も多く発生している。

事故の型別では転倒が121人（24.5%）と最も多く、次いで墜落・転落が116人（23.5%）となっている。

（イ）令和4年に休業2か月以上の墜落・転落災害を発生させた事業場のうち、荷主への指導も併せて必要と認められる事業場に対し、個別指導13件を計画している（9月末時点の実施は5件）。

（ウ）2023陸運業ゼロ災チャレンジ北海道を実施している（1回目：2月1日～7月31日、2回目：8月1日～1月31日）。

イ 製造業

（ア）災害発生状況【資料2-14】

令和5年8月末時点の製造業の死傷者数は663人と前年同期の744人より81人減少している。死亡者数についても9月末時点の速報値で2人と前年同期の5人より3人減少している。

事故の型別では転倒が182人（27.5%）と最も多く、次いではさまれ・巻き込まれが124人（18.7%）、墜落・転落が79人（11.9%）となっている。

（イ）動力機械又は物上げ機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を発生させた事業場に対し、監督指導227件、個別指導36件を実施した。

ウ 林業

（ア）災害発生状況【資料2-14】

令和5年8月末時点の林業の死傷者数は42人と前年同期の59人より17人減少している。しかし、死亡者数が9月末時点の速報値で4人と前年同期の0人より4人増加している。

事故の型別では激突されが10人（23.8%）と最も多く、次いで切れ・こすれ6人（14.3%）となっている。

（イ）過去3年間にチェーンソーによる労働災害を複数発生させた事業場の店社及び現場に対し、監督指導5件、個別指導10件を実施した。

死亡災害が2件発生した時点で林野庁及び北海道と連携し、連名の緊急メッセージを発出した（3月）。

令和5年度林業における安全衛生対策の推進方針について発注者及び関係団体へ文書周知を行った。(4月)

林野庁及び北海道と連携を行うため、三官署連絡会議を開催し、パトロール、安全大会開催時の連携を要請した。(5月)

局署において関係団体の主催する安全大会等に参加し、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの徹底をはじめとする安全講話を実施した。

エ 農業・畜産業

(ア) 災害発生状況【資料2-14】

令和5年8月末時点の農業の死傷者数は48人と前年同期の44人より4人増加した。事故の型別では転倒が12人(25.0%)と最も多く、次いで墜落・転落10人(20.8%)となっている。

令和5年8月末時点の畜産業の死傷者数は194人と前年同期の181人より13人増加した。また、死亡者数が1名と前年より1名増加している。事故の型別では激突されが70人(36.1%)と最も多く、次いで墜落・転落39人(20.1%)、転倒30人(15.4%)となっている。

(イ) 技能実習生を使用する農業及び畜産業の事業場に対し監督指導66件、過去3年間に休業1か月以上の災害を2件以上発生させた事業場に対し個別指導7件を実施した。

進捗を踏まえた下半期の取組

① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

引き続き、あらゆる機会をとらえて自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を図るほか、安全衛生SAFEコンソーシアムへの加盟勧奨、SAFEアワードへの応募勧奨を行う。

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策・③高年齢労働者の労働災害防止対策

第2回目の小売業SAFE協議会及び介護施設SAFE協議会を開催し、周知用資料についての構成員の意見をふまえて改良を行い、具体的なハード面対策の選択肢を示し、各事業場での取組を推進する。ソフト面では転倒リスクセルフチェックの活用を中心に事業場での取組を進める。

④ 外国人労働者等の労働災害防止対策

引き続きあらゆる機会を通じて厚生労働本省作成の視聴覚教材の周知を行う。

⑥ 業種別、北海道特有の労働災害防止対策(陸上貨物運送事業、製造業、林業、農業・畜産業、北海道特有の労働災害防止対策)

ア 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの周知を行うほか、計画している個別指導を確実に実施す。また、テールゲートリフターの特別教育についての引き続き周知を行うほか、特別教育の実施について関係団体等への働きかけも継続する。

イ 製造業

機械使用時のリスクアセスメント、職長教育や非正規雇用労働者への教育など安全衛生教育の活性化を図る。機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を発生させた事業場に対する速やかな監督指導等の実施と年間計画で予定している事業場に対する指導を行う。

ウ 林業

計画されている監督指導等を実施する。また、あらゆる機会をとらえ、チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン、チェーンソー作業指針、騒音障害防止対策ガイドライン等について周知と措置の徹底を図る。

局においては林野庁及び北海道と連携してパトロールを実施する。また、各署においても災害防止団体とも連携し、パトロールを実施する。

エ 農業・畜産業

北海道農作業安全運動推進本部と連携し、各事業者の安全意識の醸成を図る。各署においても集団指導等を通じて安全意識の向上を図る。また、外国人労働者を雇用する事業場及び過去に災害を発生させた事業場の両面から監督指導等を実施する。

オ 北海道特有の労働災害防止対策

凍結路面での転倒、交通事故、雪下ろし中の墜落転落等、冬季に死亡労働災害リスクが増加するため、新たなSTOP！転倒災害プロジェクト実施要綱をふまえ、「北海道冬季ゼロ災運動」を実施する（12月1日～3月31日）。

担当部署

労働基準部安全課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた安全で健康に働くことができる環境づくり (労働衛生関係)
取組目標	<p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p> <p>令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日に施行されるため、あらゆる機会を捉えて、周知・啓発を図る。</p> <p>⑦ メンタルヘルス対策、産業保健活動の推進</p> <p>北海道産業保健総合支援センターの活用促進を図り、従来の特定期間9業種については引き続き取組の推進は継続するものの、重点的な取組対象業種からは除き、新たにメンタルヘルス対策への取組が低調と認められる6業種（卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、接客娯楽業、清掃業）の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とし、かつ、ストレスチェック実施の割合を50%以上とする。</p> <p>⑧ 化学物質等へのばく露防止対策の推進</p> <p>ア 規制対象となる化学物質含有製品を製造・流通している事業者及び化学物質のリスクアセスメント実施義務のある事業者に対し、あらゆる広報媒体を活用した関係法令の周知と自律的な化学物質のばく露低減措置の徹底を指導する。</p> <p>イ 石綿を使用した建築物の解体等作業、トンネル粉じん対策等について、関係法令に基づく措置の遵守徹底を図る。</p> <p>⑨ 治療と仕事の両立支援</p> <p>令和4年度から始まった「北海道地域両立支援推進チームの取組に関する5か年計画」により、治療しながら働き続けられる環境にあると感じる人の割合を増加させる。</p> <p>また、ハローワークの就職支援ナビゲーターとがん診療連携拠点病院等が連携し、がん患者等に対する就労支援を引き続き実施する。</p> <p>※就労支援については、職業安定部において実施</p>
取組結果	<p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p> <p>当該関係省令の改正に関して、周知用リーフレットにより、管下監督署を含め主催する各種説明会・会議のほか、外部主催の会合等のあらゆる機会を捉えて、周知・啓発を図った。</p> <p>⑦ メンタルヘルス対策、産業保健活動の推進</p> <p>メンタルヘルス対策の推進については、今年度から新たな「メンタルヘルス推進計画」(R5～R9)により取り組んでおり、管下監督署において、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度に関する説明会を実施することとしている。</p> <p>また、各事業場における産業保健活動についても、上記の説明会を通じて活動が促進されるよう取組を行っている。</p> <p>なお、メンタルヘルス対策に関して、6業種における取組率は74.6%、ストレスチェック実施の割合は42.5%である(令和5年9月末現在)。</p>

	<p>⑧ 化学物質等へのばく露防止対策の推進</p> <p>ア 「新たな化学物質規制」については、HPを活用した情報発信、関係団体及び関係事業者に対する説明会等のあらゆる機会を捉えてリーフレットの配付を含め周知したほか、事業場に対する監督指導等により、関係法令の周知と自律的な化学物質のばく露低減措置の徹底について取組を図った。</p> <p>イ 石綿を使用した建築物の解体等作業及びトンネル粉じん対策等について、計画届の審査時や監督指導等により関係法令、ガイドラインに基づく措置の徹底を図った。また、石綿事前調査の調査者要件の関係省令改正に関し、関係団体及び事業者等に対し周知を図った。</p> <p>⑨ 治療と仕事の両立支援</p> <p>8月に北海道地域両立支援推進チーム協議会を開催し、協議会構成員の活動状況等の情報共有を図るなど、推進チームの構成員と連携して両立支援の取組を促進することを確認した。</p> <p>また、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して行う就職支援を札幌・函館・旭川・釧路・苫小牧の5地域17拠点で実施した。</p> <p>令和5年度実績（9月末） 新規対象者数 177人、就職件数 88件 令和4年度実績（9月末） 新規対象者数 142人、就職件数 64件</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p> <p>引き続きあらゆる機会を捉えて、周知・啓発を行う。</p> <p>⑦ メンタルヘルス対策、産業保健活動の推進</p> <p>新たな「メンタルヘルス推進計画」(R5～R9)」に基づき、6業種に対する取組などの推進を図る。</p> <p>⑧ 化学物質等へのばく露防止対策の推進</p> <p>ア 引き続きあらゆる機会を捉えた周知及び監督指導等により対策を推進する。</p> <p>イ 石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策について、事業者への説明会や監督指導等により対策を推進する。</p> <p>⑨ 治療と仕事の両立支援</p> <p>引き続き、北海道地域両立支援推進チームの構成員と連携し、労働者及び事業者への情報提供や支援を行う。</p> <p>そして、あらゆる機会を通じて「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行う。</p> <p>また、引き続きがん等の長期にわたる治療が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して、丁寧な就職支援を実施していく。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部健康課／職業安定部職業対策課</p>

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(4) 労災補償対策の推進
取組目標	長期未決事案の組織的対応及び調査官の事務処理能力の向上を図るとともに、的確な進行管理により労災請求の早期決定を行う。
取組結果	<p>署において調査・認定業務に従事する中堅職員に対して、令和5年6月29日に調査が長期化する過労死事案及び石綿関連疾患事案の調査実務等を研修内容とした当課主催による給付専門研修を実施し、早期処理に必要な専門的知識及び効率的な調査手法の能力向上を図った。</p> <p>なお、長期未決事案については、局・署を通し組織的に管理し連携を図り、局より請求当初の初動体制から調査の要点をまとめ策定し、署管理者及び調査担当者に指示するとともに毎月、未決事案の進捗を把握し、必要な追加指示をすることにより、長期未決となることを未然に防いだ。</p> <p>また、長期未決となった事案については毎月、局管理者を含む担当者による局事案検討会及び労働基準部長報告において処理経過を共有し、事案の問題点を洗い出し、署に対し判断に必要な具体的調査指示等を示し、早期処理を図った結果、令和5年8月末現在の長期未決件数を前年同期と比べ5件減少した。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>引き続き、長期未決事案解消のため、上記取り組みを継続するとともに、実施時期を明確にした調査指示及び担当監察官による指示後のフォローアップ体制に更なる徹底を図り、調査期間の短縮を図る。</p> <p>加えて、未決件数が増加している署に対しては、実務経験に富む労災補償監察官を署の事案検討会に参加させ、指示・助言を行うことで、調査・認定業務に従事する職員を支援し業務遂行能力の一層の向上を図る。</p>
担当部署	労働基準部労災補償課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 個人の主体的なキャリア形成の促進
取組目標	① 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等 ② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援 ③ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援
取組結果	<p>① 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等</p> <p>地域のニーズを反映した公的職業訓練の設定や周知等に努めたほか、従来の訓練相談窓口に加え、「すまい・生活・しごと総合サポート」窓口（令和4年5月設置）において、物価高騰等で生活に困窮し住居を失うおそれのある者や日常生活の維持が困難になっている求職者等に対し、訓練の受講あっせんや就職支援を実施した。</p> <p>ア 地域ニーズに応じた公的職業訓練の実施</p> <p>ハローワークから地域の実情、訓練要望等のニーズをとりまとめ、関係機関と共有することでニーズに基づいた訓練コースの開講に向け連携を図った。</p> <p>イ 訓練応募状況の情報提供</p> <p>募集訓練応募状況リストを全ハローワーク（出先機関を含む）に毎週送付し、「すまい・生活・しごと総合サポート」窓口等を通じて有効活用を図った。</p> <p>また、当該窓口のみならず、他の職業相談窓口や各付属施設等の窓口においても職業訓練制度が有効な就職支援策としての認識を高めるよう、機会があるごとに繰り返し指示を行った。加えて、各ハローワークにおいては、応募が低調な訓練コースに対し、能動的な対応を図った。</p> <p>ウ 公的職業訓練「ハロートレーニング」の周知等について</p> <p>SNS（X（旧Twitter）・Facebook）を活用した周知の広報強化を行った。</p> <p>エ 公的職業訓練施設見学会の実施</p> <p>札幌圏において、就労支援に携わる行政機関担当者向けに、職業訓練に対する知見を深めてもらうことを目的とした施設見学会を実施した。</p> <p>オ 地域協議会の開催準備</p> <p>令和4年3月の職業能力開発促進法改正により法定化された「北海道地域職業能力開発促進協議会」を令和5年11月6日に開催することとした。準備作業として関係機関との調整、構成員の募集や本省との連絡調整、資料作成等を進めている。</p> <p>また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、北海道労働局、北海道及び高齢・障害・求職者雇用支援機構を構成員とするワーキンググループを同協議会に設置し、個別の訓練コースのヒアリングによる効果検証結果を踏まえた改善促進策（案）を当該協議会に報告する予定としている。なお、今年度については、前年度の同協議会で選定された介護分野を検証対象として取り組んでいる。</p> <p>② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援</p> <p>D Xの加速度的な進展を背景に、I T人材の質的・量的確保を図る観点から、関係機関と連携しながら、デジタル分野の訓練コース開講に向けた取組を行った。</p> <p>また、企業内での人材育成に取り組む事業主に向け、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」の周知・利用促進に向けた取組を行った。</p>

ア デジタル分野の訓練における特例措置の実施

デジタル分野については、一定の要件を満たしたIT分野の資格取得又はWEBデザイン関係の資格取得を目指す公的職業訓練のコースについて、訓練実施機関に対する訓練委託費等の支給金額を上乗せする特例措置を活用し、訓練コースの拡充を図った。

また、デジタル分野への訓練の受講あっせんに当たり、訓練の効果を上げ、円滑な就職を実現する観点から、訓練窓口職員がIT業界の特徴や専門用語を理解したうえで、求職者のニーズと訓練コースの的確なマッチングが重要であるため、各ハローワークへIT・デジタル関連の研修資料を配付し知識の向上を図った。

イ デジタル分野の訓練における特例措置の実施件数（令和5年9月末現在）

【IT分野】

- ・公共職業訓練：3コース
- ・求職者支援訓練：4コース

【WEBデザイン】

- ・公共職業訓練：0コース
- ・求職者支援訓練：23コース

ウ 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」の周知

制度周知リーフレットを労働局HPへ掲載、助成金センター及び各ハローワークにおいて配付したほか、労働局及び各ハローワークにおいて事業所訪問等を計画的に行い、周知及び活用勧奨を実施した。

③ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

ア 雇用調整助成金申請状況（令和5年9月末現在）

申請件数 3,323件（前年同期 34,746件）
対前年同期比 ▲31,423件（▲90.4%）

イ 産業雇用安定助成金（雇用維持コース）申請状況（令和5年9月末現在）

申請件数 110件（前年同期 216件）
対前年同期比 ▲106件（▲49.1%）

ウ 不正受給の状況（令和5年9月末現在）

（ア）雇用調整助成金

不正受給件数 12件（前年同期 11件）

（イ）産業雇用安定助成金

不正受給件数 0件（前年同期 0件）

エ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）申請に向けた在籍型出向の周知活動（令和5年9月末現在）

（ア）事業所向けアンケート実施

産業雇用安定助成金（雇用維持コース）の支給決定をした事業所：121件
回答件数：46件（回答率：38.0%）

アンケート結果、制度の利用が見込まれる旨回答のあった事業所へ産業雇用安定センターと連携・同行して訪問等による綿密な周知活動を行った。

（イ）セミナーの実施

札幌商工会議所における中小企業相談所の経営指導員に対して産業雇用安定センターと連携して制度の周知セミナーを実施した。

（ウ）人材開発支援助成金の支給決定通知書に雇用安定助成金（スキルアップ支援コ

	<p>ース) のリーフレットを同封して事業主に送付した。</p> <p>(エ) 在籍型出向制度及び産業雇用安定助成金について随時、北海道労働局ホームページに掲載して周知を図った。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等</p> <p>ニーズに基づいた訓練コースの開講や新規訓練実施者の開拓のため、関係機関との更なる連携を図る。</p> <p>令和5年11月6日開催予定の「北海道地域職業能力開発促進協議会」において、前年度に引き続き、構成員に民間職業紹介事業者やリカレント教育実施機関などを加え、より多様な地域のニーズを適切に把握することによって、効果的な人材育成につながるよう情報の共有を図る。</p> <p>また、ハローワークを利用しない新たな求職者層を取り込むためにSNSを活用した周知、広報を継続する。更に需要が高まっているeラーニング訓練のPRのほか、求職者に対する適切な受講あっせん及び訓練受講中からの積極的な就職支援の実施により就職促進を図る。</p> <p>② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援</p> <p>引き続きデジタル分野訓練の一層の周知、広報を実施するとともに、11月に予定している北海道地域職業能力開発促進協議会において、デジタル分野コースを含めた訓練コースの地域偏在等の課題について協議を行い、来年度の地域職業訓練実施計画に的確に反映させるよう関係機関と連携して取り組む。</p> <p>また、引き続き労働局及び各ハローワークにおいて事業所訪問等を実施し、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリテラシー支援コース」の周知・利用促進に努める。</p> <p>③ 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援</p> <p>令和5年度上半期は、雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)が令和5年3月31日をもって終了したことから申請件数は大幅に減少したが、引き続き休業等を余儀なく行う事業主については、通常制度の雇用調整助成金の活用支援を実施していく。一方、コロナ特例で支給した雇用調整助成金および産業雇用安定助成金(雇用維持コース)の不正受給対策を着実に取り組む。</p> <p>在籍型出向等の支援取組については、産業雇用安定助成金(雇用維持コース)が令和5年10月31日で廃止となる一方、労働者の主体的なキャリア形成を図る手段として令和4年12月2日に新設された産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の一層の普及を図るため、スキルアップ型在籍型出向の普及周知を以下のとおり図っていく。</p> <p>ア 在籍型出向等に興味関心のある事業主を把握し、産業雇用安定センターと共有し同行訪問等を行う。</p> <p>イ セミナーの実施</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部訓練課、職業対策課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(2) 労働市場の強化・見える化
取組目標	① 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底 ② ジョブ・カードの活用促進による職業能力の「見える化」
取組結果	<p>① 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底</p> <p>ア 指導監督</p> <p>民間人材サービス事業が適正に運営されるよう、職業紹介事業所及び派遣元/先事業所に対し訪問による指導監督を実施している。</p> <p>令和5年度実施数（9月末現在） 紹介事業 108件 派遣事業 266件（うち集中指導 72件）</p> <p>令和4年度実施数（9月末現在） 紹介事業 76件 派遣事業 205件（うち集中指導 9件）</p> <p>イ 集団指導</p> <p>・許可証交付セミナー</p> <p>新規に許可を取得した事業主等を対象として、職業紹介事業並びに労働者派遣事業の運営等について説明している。</p> <p>令和5年（9月末現在）開催回数：12回（紹介：6回 派遣：6回） 参加数：紹介事業 40事業所 派遣事業 28事業所</p> <p>令和4年（9月末現在）開催回数：12回（紹介：6回 派遣：6回） 参加数：紹介事業 24事業所 派遣事業 27事業所</p> <p>② ジョブ・カードの活用促進による職業能力の「見える化」</p> <p>ウェブサイト（令和4年10月公開）「マイジョブ・カード」の利用により、継続的にジョブ・カードを見直すことができ、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてより効果的にジョブ・カードが活用できることから、各ハローワークにおいてポスターの掲示、リーフレットの配架及び窓口配付により周知を行った。</p> <p>また、訓練受講希望者等に対して、訓練受講の必要性の明確化、生涯を通じたキャリア・プランニングを促し職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、民間事業者へ委託し、ハローワークにおいてジョブ・カードの作成支援、周知・広報業務等を実施した。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底</p> <p>令和4年度の改正職業安定法施行に合わせて、当該改正法にかかるセミナーを実施し制度の周知を図ったところであるが、令和5年度において、新規に許可を受けた職業紹介事業者並びに労働者派遣事業者に対して、許可証の交付に合わせて関係法令の適正な運営について周知を行う。</p> <p>また、引き続き許可事業所に対して、定期指導を実施し指導監督を行うことにより</p>

適正な運営を確保する。

さらに、労働者派遣事業については通常の定期指導のほか、同一労働同一賃金にかかる集中指導も実施し適正な運営の確保を図る。

② ジョブ・カードの活用促進による職業能力の「見える化」

引き続き、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明の機能を担うツールとして、職業生活設計等の情報や職業能力証明の情報を蓄積して継続的に活用が可能であることを広く周知し、普及促進を図る。

また、自己理解や職業理解が乏しいなど積極的なキャリア形成支援が必要な求職者に対し、積極的にジョブ・カードの作成を働きかける。

担当部署

職業安定部需給調整事業課、訓練課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援
取組目標	① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進
取組結果	<p>① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進</p> <p>求職者及び求人者に対し、リーフレット等を活用した周知などにより、マイページ開設を促すとともに、オンラインによる職業相談やマザーズハローワーク札幌及び札幌わかものハローワークにおけるチャットシステムによる職業相談を実施した。</p> <p>また、ホームページやSNS（Twitter、Facebook など）による就職支援セミナー、企業説明会や見学会などの各種情報発信の充実・強化に努めたほか、就職支援セミナーのオンライン開催やWEB申込みの導入など、自宅でも求職活動ができるようサービスの向上を図った。</p> <p>ア マイページ新規開設数（令和5年9月末までの累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人者 7,261 事業所（前年同期 2,765 事業所） ・求職者 26,463 人（前年同期 13,431 人） <p>イ チャット相談実施状況（令和5年9月末までの累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク札幌 87 件（前年同期 118 件） ・札幌わかものハローワーク 178 件（前年同期 129 件） <p>ウ オンラインセミナー、面接会等の開催状況（令和5年9月末までの累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナー 93 回、延べ1,389 名参加 （前年同期 55 回、延べ586 名参加）
進捗を踏まえた下半期の取組	① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進
	引き続き、求人者・求職者マイページの開設促進を図るとともに、ホームページやSNS等を活用したハローワークの就職支援情報の発信強化、オンライン職業相談等のオンラインサービスの利用促進を図っていく。
担当部署	職業安定部職業安定課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援
取組目標	② 人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進
取組結果	<p>② 人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進</p> <p>ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関と連携を図り、人材不足分野の人材確保に向けた取組を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等向けに、札幌圏及び旭川のハローワークに設置している「JOB-チェンジサポートコーナー」も活用し、雇用吸収力の高い職種や分野への就職も促すなど、業種・職種を超えた再就職支援に取り組んだ。</p> <p>また、介護分野の訓練受講者の安定的な確保を目的として、札幌圏で開講される介護研修（求職者支援訓練）を概ね2週間ごとに設定するとともに、北海道社会福祉協議会に介護分野訓練情報の定期的な提供を行ったほか、北海道と高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じ、訓練実施機関に対し訓練委託費等の上乘せコース（訓練に職場見学や職場体験を組み込むもの）の活用促進を図った。</p> <p>ア 関係機関との連携状況</p> <p>(ア) 医療・福祉分野への人材確保支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道人材確保対策推進協議会 令和5年6月7日（水） <p>(イ) 建設、警備及び運輸分野への人材確保支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道建設産業担い手確保対策推進協議会 幹事会（令和5年度第1回） 令和5年5月29日（月） ・北海道人材確保対策推進協議会「建設・警備・運輸分野」部会 令和5年8月30日（水） <p>イ 人材確保対策コーナーにおける支援実績（令和5年9月末現在）</p> <p>【求人者向け支援】</p> <p>支援対象求人数 6,438人（前年同期 4,927人） 充足数 1,268人（前年同期 921人）</p> <p>【求職者向け支援】</p> <p>支援対象者数 3,004人（前年同期 2,665人） 就職件数 1,842人（前年同期 1,700人）</p> <p>ウ JOB-チェンジサポートコーナーにおける支援実績（令和5年9月末現在）</p> <p>支援開始者数 1,077人（前年同期 949人） 就職件数 970人（前年同期 883人）</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>② 人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進</p> <p>引き続き、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関と連携、企業説明会・面接会を開催するなど、人材不足分野の人材確保に向けた求人充足支援及び求職者支援を行い、マッチング支援を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等に向けて、「JOB-チェンジサポートコーナー」</p>

も活用し、業種・職種を超えた再就職支援を推進していく。

また、北海道社会福祉協議会への介護分野訓練情報の定期提供を継続実施し、訓練受講者の確保に努めるとともに、北海道と高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じ、訓練実施機関に対し訓練委託費等の上乗せコースの活用を促していく。

【介護・看護人材合同面接会の開催】

令和5年11月9日(木)、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北所において「介護・看護就職デイ」を開催予定。

【保育士マッチング強化プロジェクトの取組】

令和6年1月21日(日)、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北所において「SAPPORO 保育園ミーティング」(就職面接・説明会)を開催予定。

担当部署

職業安定部職業安定課、訓練課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援
取組目標	③ 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援
取組結果	<p>③ 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援</p> <p>非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに配置している就職支援ナビゲーターによる、求職者個々のニーズや能力に応じたきめ細かな担当者制による職業相談、職業紹介を実施した。</p> <p>【フリーターの正社員就職件数】(各年度9月末現在)</p> <p>令和5年度：2,307件(支援対象者数：13,481人※注)</p> <p>令和4年度：2,527件(支援対象者数：14,919人※注)</p> <p>※注：新規支援対象者の4～9月の累計</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>③ 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援</p> <p>引き続き、非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、各ハローワークに配置の就職支援ナビゲーターによる支援対象者の選定と個々のニーズや能力に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援
取組目標	<p>④ 求職者支援制度による再就職支援</p> <p>【目標値】・公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数：3,108人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的職業訓練の修了後3か月後の就職率 公共職業訓練の「施設内訓練」：80%以上 「委託訓練」：75%以上 求職者支援訓練の「基礎コース」：60%以上 「実践コース」：65%以上
取組結果	<p>④ 求職者支援制度による再就職支援</p> <p>ア SNS (X (旧 Twitter)・Facebook) を活用した職業訓練や求職者支援制度の周知を実施しているほか、労働局のHPを活用し、職業訓練受講を検討する求職者だけでなく、ハローワークを利用していない求職者層にも興味を持ってもらえるような周知、広報を行った。</p> <p>また、労働局のHPから詳細なコース案内や各訓練施設のHPにリンクさせるなど、ハローワークの職業相談窓口においても、効果的に活用できるよう工夫を行った。</p> <p>イ 募集訓練応募状況リストをすべてのハローワークに毎週送付し、職業訓練の窓口のみならず、他の職業相談窓口や各付属施設等の窓口においても共有し、職業訓練を就職支援策の有効なツールとして活用するよう指示を行った。</p> <p>ウ 人手不足分野である介護分野の人材育成を目的として、札幌圏における介護職員初任者研修訓練の開講時期を概ね2週間ごとに分散し、定期的の開講するようコース設定することで、より受講しやすい環境整備に向けた取組を継続して行った。</p> <p>エ 訓練受講中から伴走型の就職支援を実施するとともに、各ハローワークに対して訓練種別ごとの就職状況を毎月提供し、進捗状況の共有を図ったうえで、各種機会を通じて訓練修了者の就職促進に対する意識向上を図った。</p> <p>【令和5年9月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的職業訓練修了3か月後の就職件数 2,069人 (前年同月 2,190人) ・公的職業訓練修了3か月後の就職率 <p>＜公共職業訓練＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施設内訓練」：89.0% (前年同月 85.7%) 「委託訓練」：73.7% (前年同月 71.0%) <p>＜求職者支援訓練＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基礎コース」：58.8% (前年同月 57.8%) 「実践コース」：58.0% (前年同月 63.8%)
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>④ 求職者支援制度による再就職支援</p> <p>上記取組を継続する。特に幅広い層に効果が見込まれるSNSを活用した周知、広報について、よりわかりやすく、より使いやすくなるよう利用者目線に立った改善を日常的に行う。</p> <p>また、一層需要が高まっているeラーニングを活用した職業訓練のPRと適切な受講あっせんに努める。</p>
担当部署	職業安定部訓練課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援
取組目標	⑤ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援 【目標値】・生活保護受給者等の支援対象者数：3,780人以上 ・就職者数：2,454人以上 ・就職率：64.6%以上
取組結果	⑤ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援 ア 地方公共団体（福祉事務所、自立相談支援機関）と連携し、生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援を推進した。 【令和5年9月末現在】 ・生活保護受給者等の支援対象者数 2,108人（前年同期 2,031人） ・就職者数 1,307人（前年同期 1,277人） ・就職率 62.0%（前年同期 62.9%） イ 住居・生活支援に関する相談、職業訓練や就労支援等を総合的に支援するため、全道すべてのハローワークに設置している「すまい・生活・しごと総合サポート」窓口での支援を実施した。 ウ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）について、関係機関と連携を図り、該当事業所に対する周知に努めた。
進捗を踏まえた下半期の取組	⑤ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援 ア 関係機関と一層の連携を図り、各地方公共団体との協定に基づき、生活保護受給者等の生活困窮者をチーム支援等の支援対象とする生活保護受給者等の就労自立促進のための取組を積極的に実施する。 イ 物価高騰等の影響による生活困窮者に対しては、その方の状況に応じた支援を行うために求職者担当制による個別支援などにより、丁寧な対応に努めるほか、来所を希望されない方に対しては、電話やオンラインを活用した職業相談、紹介を実施する。 ウ 自治体のほか、関係機関と一層の連携を図り、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の活用を促進する。
担当部署	職業安定部訓練課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援
取組目標	⑥ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携
取組結果	<p>⑥ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携</p> <p>ア 労働分野における国と地方公共団体との連携</p> <p>北海道と当局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で締結した「北海道労働政策協定」の令和5年度事業計画において、多様な働き手に対する就業支援、産業振興と雇用創出の一体的な取組、職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援、就業環境整備の推進等に取り組んだ。</p> <p>また、札幌市と締結した「雇用対策協定」の令和5年度事業計画においては、包括的な求職者・求人者支援、女性の活躍推進及び雇用環境の改善、若年者等に対する就職支援と人口還流に向けた取組、高齢者の掘り起し及び雇用機会の拡大に取り組んだ。</p> <p>さらに、沼田町と締結した「雇用対策協定」の令和5年度事業計画においては、若者の新規就業・回帰の促進、地域における雇用対策の推進、女性の多様な働き方の支援、企業誘致による新たな雇用創出と人材確保に取り組んだ。</p> <p>イ 地方公共団体と労働局の協定に基づく一体的実施の推進</p> <p>地方自治体からの提案を基に国と地方自治体との間で協定を締結し、事業目標を定め、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施事業を実施した（北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所の他、委託事業を実施）。</p> <p>【委託事業】</p> <p>(北海道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生等合同企業説明会・就職面接会」 8月25日開催、参加企業100社、参加者79人 ・「U・Iターンフェア」 9月9日開催、参加企業50社、参加者150人 <p>(札幌市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育てと仕事の両立を目指す方のための就活準備セミナー（オンライン併用）」 8月21日～9月29日（計20日間）開催、参加者36人（うちオンライン参加12人） <p>ウ 市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとハローワークでの就職件数（9月末までの累計） 北広島109件（前年同期137件）、恵庭市154件（前年同期186件）、登別市153件（前年同期143件）、美唄市112件（前年同期131件）、石狩市148件（前年同期141件）

	<p>エ 地方創生にかかるU・I・Jターン事業での連携と雇用機会の創出 北海道と緊密に連携し、事業に取り組んだ。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>⑥ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携</p> <p>ア 引き続き、「北海道労働政策協定」、札幌市及び沼田町との「雇用対策協定」に基づき地方公共団体と密接に連携する。</p> <p>イ 引き続き一体的実施事業を実施する。</p> <p>【委託事業】</p> <p>(北海道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生等合同企業説明会・就職面接会」 <p>令和6年2月開催、参加企業100社を予定</p> <p>(旭川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「求人企業説明会」 <p>令和5年10月28日開催、参加企業20社を予定</p> <p>ウ 引き続き、ふるさとハローワークにおいて就職支援を実施する（利用者の減少が見られる施設については、地方公共団体と周知活動をはじめ連携を強化し、利用勧奨に努める。）。</p> <p>エ 北海道と連携し、「北海道U・Iターンフェア 2024 春」を令和6年3月開催予定。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(4) 新規学卒者等への就職支援
取組目標	<p>① 新規学卒者等への就職支援 【目標値】新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。</p> <p>② フリーター等への就職支援 【目標値】フリーターの正社員就職数について、65%以上を目指す。</p>
取組結果	<p>① 新規学卒者等への就職支援</p> <p>ア 新規高卒者に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当局、北海道及び北海道教育委員会の三者による道内主要経済団体5団体への求人要請を行い、正社員求人の確保に努めるとともに、適職選択のための企業情報の積極的な提供及び早期離職防止のための人材育成の取組について要請を行った。 ・職員及び就職支援ナビゲーターによる継続的な求人開拓、学校及び企業との情報共有による管内の雇用動向の的確な把握、就職希望者のニーズに応じた職業相談・面接指導などの支援を実施した。 ・就職希望の高校3年生を対象に、就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図る「就職ガイダンス」を6月～9月の間に全道で37回開催した。 <p>【新規高等学校卒業者の就職内定率】</p> <p>令和6年3月卒（9月末現在）：42.5%</p> <p>令和5年3月卒（9月末現在）：43.5%</p> <p>イ 新規大卒者等に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等（大学・短大・専修学校等）との連携を図るため、大学等ごとに担当の就職支援ナビゲーターを定め、ハローワークに求めるニーズを把握の上、各種セミナーや出張相談等を実施した。 ・出張相談の実施により把握した未内定者に対しては、ハローワークの支援メニューの周知を行うとともに、窓口利用への誘導を図った。なお、札幌新卒応援ハローワークの周知に当たっては、SNS（Facebook、X（旧Twitter）、Instagram、LINE）を活用した情報発信を積極的に実施した。 ・「学生・若者就職マッチングフェア2023（合同企業説明会・面接会）」を開催 【8月25日開催 参加企業：100社、参加者78名】 <p>② フリーター等への就職支援</p> <p>フリーター等の就職を支援するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌わかものハローワーク及び道内6か所のハローワークに設置しているわかもの支援窓口において、就職支援ナビゲーターによる、求職者個々のニーズや能力に応じたきめ細かな担当者制による職業相談、職業紹介を実施。 ・道内9か所（サテライト2箇所を含む）の地域若者サポートステーションと連携した支援を実施。 ・北海道労働政策協定に基づく「みらいっぼ（北海道わかもの就職応援センター）」及び関係ハローワークと道内5か所のジョブカフェ地方拠点による一体的な就職支

	<p>援等、北海道との連携を密にした取組を実施。</p> <p>【わかものハローワーク等における取扱状況（正社員就職件数）】（各年度9月末現在）</p> <p>〈札幌わかものハローワーク〉</p> <p>令和5年度：243件（全就職件数：278件）正社員就職率：87.4%</p> <p>令和4年度：193件（全就職件数：225件）正社員就職率：85.8%</p> <p>〈わかもの支援窓口（道内6か所：函館、旭川、帯広、釧路、札幌東、札幌北）〉</p> <p>令和5年度：212件（全就職件数：305件）正社員就職率：69.5%</p> <p>令和4年度：259件（全就職件数：391件）正社員就職率：66.2%</p> <p>〈わかものハローワーク・支援窓口計〉</p> <p>令和5年度：455件（全就職件数：583件）正社員就職率：78.0%</p> <p>令和4年度：452件（全就職件数：616件）正社員就職率：73.4%</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 新規学卒者等への就職支援</p> <p>ア 新規高卒者に対する就職支援</p> <p>引き続き、就職支援ナビゲーターによる求人開拓や就職希望者のニーズに応じた支援（職業相談、面接指導など）を実施するほか、応募機会の拡大と就職内定の促進を目的とした新規高卒者就職面接会を道内5地域にて開催する。</p> <p>イ 新規大卒者等に対する就職支援</p> <p>引き続き就職支援ナビゲーターによる大学等への定期訪問を行い、未内定者の把握などの情報収集及び新卒応援ハローワークの支援メニューの周知に努めるほか、出張相談や新規大卒者等を対象とした就職面接会（札幌）を開催する。</p> <p>② フリーター等への就職支援</p> <p>引き続き、以下によりフリーター等への就職支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌わかものハローワーク及び道内6か所のハローワークに設置しているわかもの支援窓口において、就職支援ナビゲーターによる支援対象者の選定と個々のニーズや能力に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施。 ・地域若者サポートステーションと連携した支援の実施。 ・北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）」及び関係ハローワークとジョブカフェ地方拠点による一体的な就職支援の実施。
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(5) 高齢者の就労・社会参加の促進
取組目標	<p>① 65 歳までの雇用確保に向けた指導及び 70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援</p> <p>② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援</p> <p>③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保</p>
取組結果	<p>① 65 歳までの雇用確保に向けた指導及び 70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援</p> <p>65 歳までの雇用確保措置を講じていない事業所に対しては、訪問し導入に向けた助言・指導を行うとともに、70 歳までの就業確保措置についても、従業員規模の大きな事業所等を訪問し、制度内容の周知徹底及び啓発指導や好事例の情報収集等を図った。【資料 3-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用状況等報告の集計結果（令和 4 年 6 月 1 日現在、21 人以上事業所） 【集計対象事業所数】 9,274 社 【65 歳までの雇用確保措置状況】 未措置事業所 8 社 (うち令和 5 年 9 月末現在措置済み事業所 8 社) 【70 歳までの就業確保措置状況】 措置済事業所 3,067 社 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携した事業所訪問指導 【訪問指導事業所数】 744 社（令和 5 年 9 月末現在） 692 社（令和 4 年 9 月末現在） <p>② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援</p> <p>道内ハローワーク 12 所に設置した「生涯現役支援窓口」を利用する求職者に対し、丁寧な職業相談や情報提供に努め、各種就職支援を行った。【資料 3-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯現役支援窓口」の状況 【65 歳以上の就職件数】 1,263 件（令和 5 年 9 月末現在） 957 件（令和 4 年 9 月末現在） ・企業とシニア層を含む求職者のマッチングを図るため、札幌商工会議所主催、ハローワーク札幌共催による「ミニ合同企業説明会」を令和 5 年 6 月 19 日（月）に開催（企業 18 社、参加者 44 人、ハローワークコーナーにおいて職業相談を実施）。 <p>③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保</p> <p>地域における多様な就業機会を確保するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターとの連携 【道内シルバー人材センター数】 41 カ所 ・生涯現役地域づくり環境整備事業【資料 3-9】 【実施地域】 令和 4 年度より 3 年間実施 1 地域（北広島市） 令和 5 年度より 3 年間実施 2 地域（帯広市、鷹栖町）
進捗を踏まえた下半期	① 65 歳までの雇用確保に向けた指導及び 70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

<p>の取組</p>	<p>令和5年度の高年齢者雇用状況等報告で新たに把握する65歳までの雇用確保措置未実施事業所に対しては、早急な解消に向け指導を行う。</p> <p>また、70歳までの就業確保措置についても、機構と連携した事業所訪問による周知・啓発を引き続き行うとともに、例年実施している高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、北海道労働局、ハローワーク主催による「地域ワークショップ2023高年齢者雇用推進セミナー」を10月27日（金）に開催し、高齢社員の活用に向けた制度概要や課題・対策に関する講演、取組事例、助成金等を説明し、制度の周知・啓発を行う。</p> <p>② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援 引き続き、企業に対して高齢者雇用に係る理解促進を図るとともに、求職者に対しては、きめ細かな再就職支援を行う。</p> <p>また、6月に開催した札幌商工会議所主催、ハローワーク札幌共催による「ミニ合同企業説明会」を11月22日（水）に開催する。</p> <p>③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保 引き続き「シルバー人材センター事業」や「生涯現役地域づくり環境整備事業」を通じて、各シルバー人材センター、地方公共団体及びハローワークとの連携・強化を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(6) 障害者の就労促進
取組目標	① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 ② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 ③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援
取組結果	① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 ア 障害者雇用状況報告に基づき法定雇用率の未達成企業に対しては、各安定所が必ず接触（訪問・呼出し・電話）を図り達成指導を行うとともに、各種雇入れ支援を行っている。特に重点指導事業所（障害者雇用0企業、雇入れ計画対象企業）に対しては、安定所幹部職員が積極的に訪問による達成指導を行っている。 ・企業向けチーム支援の実施状況（令和5年9月現在） 雇入れ支援件数 67 件（前年同期 67 件） 紹介件数 92 件（前年同期 65 件） 就職件数 38 件（前年同期 29 件） フォローアップ件数 10 件（前年同期 24 件） イ 障害者就業・生活支援センターとの連携については、全道センター職員研修会に局職員が参加、管轄安定所とは地域の自立支援協議会就労部会や連絡調整会議などにより地域のネットワーク機能の強化を図っている。（研修会～令和5年9月） ウ 道内に2名の企業支援専門スタッフを配置し、障害者雇入れ支援を行っている。 ・精神障害者雇用トータルサポーターによる支援（令和5年9月末日現在） 事業所支援件数 639 件（前年同期 454 件） うち定着支援件数 34 件（前年同期 48 件） エ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の実施（令和5年9月末日現在） 民間企業 ～ 集合1回96人 出前14回354人 公共機関 ～ 集合1回68人 出前6回91人 ② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 多様な障害特性をもった個々の求職者に対して、専門スタッフがカウンセリングや支援機関との連携等きめ細やかな相談・就労支援を行っている。 ・精神障害者雇用トータルサポーター（道内8名）による支援（令和5年9月末日現在） 支援対象者 167 名（前年同期 244 名） 就職件数 167 件（前年同期 130 件） ・発達障害者雇用トータルサポーター（道内2名）による支援（令和5年9月末日現在） 支援対象者 80 名（前年同期 81 名） 就職件数 40 件（前年同期 28 件） ・雇用トータルサポーター（大学等支援分、1名）による支援（令和5年9月末日現在） 支援対象者 27 名（前年同期 20 名） 就職件数 7 件（前年同期 4 件）

	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者就職サポーター（道内2名）による支援（令和5年9月現在） <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者 78名（前年同期 88名） 就職件数 25件（前年同期 42件） ③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者任免状況報告に基づき雇用率未達成の公的機関に対しては、各安定所幹部が直接訪問指導を行っている。 イ 局において、障害者職業生活相談員資格認定講習（公務部門）を実施、各機関で就労する障害者への理解と職場定着の助言を行う。 （令和5年8月4日～35名参加、令和5年8月10日～33名参加）
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 <ul style="list-style-type: none"> 今後、引上げられる法定雇用率を想定して未達成が見込まれる企業に対しても、早期に雇入れ支援を行っていく。 ② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き各専門スタッフ等を中心に、関連部署・機関と連携を図りつつ、就労支援に取り組んでいく。 ③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の障害者任免状況報告の結果を踏まえた取組を早期に行う。
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(7) 外国人に対する支援
取組目標	① 外国人求職者等に対する就職支援 ② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援
取組結果	<p>① 外国人求職者等に対する就職支援【資料3-10】</p> <p>ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施 ハローワーク札幌に設置している「外国人・留学生支援コーナー」において、職業相談や留学生合同企業説明会の開催による効果的な支援に努めるとともに、留学生の採用を検討している事業主等に対して、外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）による相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人・留学生支援コーナー」の活用状況 <ul style="list-style-type: none"> 【新規求職者数】 35人（令和5年9月末現在） 27人（令和4年9月末現在） 【相談件数】 116件（令和5年9月末現在） 163件（令和4年9月末現在） 【就職件数】 27件（令和5年9月末現在） 27件（令和4年9月末現在） 【就職率】 77.1%（令和5年9月末現在） 100.0%（令和4年9月末現在） ・留学生合同企業説明会の開催（令和5年8月2日（水）、札幌商工会議所共催） <ul style="list-style-type: none"> 【参加】 企業11社、留学生16名（延べ人数） ・外国人雇用管理アドバイザーの活動状況 <ul style="list-style-type: none"> 【相談件数】 12件（令和5年9月末現在） 9件（令和4年9月末現在） <p>イ 定住外国人等に対する相談支援の実施 ハローワーク札幌に設置している「外国人・留学生支援コーナー」において、英語・中国語・韓国語の通訳を、ハローワーク岩内倶知安分室には令和2年度から英語の通訳を配置し、きめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人・留学生支援コーナー」の活用状況 <ul style="list-style-type: none"> 【新規求職者数】 68人（令和5年9月末現在） 102人（令和4年9月末現在） 【相談件数】 322件（令和5年9月末現在） 433件（令和4年9月末現在） 【就職件数】 8件（令和5年9月末現在） 10件（令和4年9月末現在） 【就職率】 11.8%（令和5年9月末現在） 9.8%（令和4年9月末現在）

	<p>② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 外国人雇用事業所への訪問等による指導を行った。 【指導件数】 172 件（令和5年9月末現在） 159 件（令和4年9月末現在）</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取り組み</p>	<p>① 外国人求職者等に対する就職支援 引き続き大学等と連携の上、留学生への支援に努めるとともに、定住外国人等へは在留資格に基づき就職可能な職種を確認の上、個別支援を実施する。</p> <p>② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 引き続き、事業所への訪問等により制度の周知や雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行う。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(8) 求職者の状況に応じた就職等の支援
取組目標	① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進 ② 刑務所出所者等の就労支援
取組結果	<p>① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進</p> <p>求職者に対しては就職支援ナビゲーターによる就職支援を活用し、事業主に対しては通年雇用助成金等を周知し、その活用を働きかけ、季節労働者の通年雇用化に向けた取組を実施した。</p> <p>ア 就職支援ナビゲーターによる就職支援</p> <p>【支援開始者】 688人（令和5年9月末日現在） 777人（令和4年9月末日現在）</p> <p>【就職者数】 640人（令和5年9月末日現在） 612人（令和4年9月末日現在）</p> <p>うち、常用就職者数 353人（令和5年9月末日現在） 346人（令和4年9月末日現在）</p> <p>イ 通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化の推進</p> <p>【申請事業所数】 2,643事業所（令和4年度分実績） 2,860事業所（令和3年度分実績）</p> <p>【申請対象労働者数】 5,192人（令和4年度分実績） 5,992人（令和3年度分実績）</p> <p>ウ 通年雇用促進支援事業（委託事業）の実施状況</p> <p>【実施協議会数】 42協議会（令和4年度分実績） 42協議会（令和3年度分実績）</p> <p>【通年雇用化数】 1,585人（令和4年度分実績） 1,678人（令和3年度分実績）</p> <p>② 刑務所出所者等の就労支援</p> <p>矯正施設・保護観察所と連携を図り、支援要請による職業講話や個別の就職支援を実施し、就職促進に努めた。</p> <p>また、月形刑務所、札幌刑務所・札幌刑務支所、網走刑務所、函館少年刑務所の就労支援強化矯正施設において、就職支援ナビゲーターが駐在して、就職支援を行った。</p> <p>ア 刑務所出所者等就労支援事業による就職支援</p> <p>(ア) 矯正施設入所者関係</p> <p>【支援開始者】 197人（令和5年9月末日現在） 192人（令和4年9月末日現在）</p> <p>【紹介就職者】 49人（令和5年9月末日現在） 44人（令和4年9月末日現在）</p>

	<p>(イ) 保護観察対象者関係</p> <p>【支援開始者】 65人（令和5年9月末日現在） 63人（令和4年9月末日現在）</p> <p>【紹介就職者】 19人（令和5年9月末日現在） 19人（令和4年9月末日現在）</p> <p>イ 地域関係機関との連携 北海道再犯防止推進連絡会議 令和5年8月24日（木）</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進 引き続き、季節労働者の通年雇用化に向けた就職支援を実施する。 また、通年雇用促進支援事業の受託協議会に対して、各種情報の提供、事業メニューの周知など、ハローワークと効果的な連携を図り、季節労働者の通年雇用を促進する。</p> <p>② 刑務所出所者等の就労支援 引き続き、矯正施設・保護観察所等の関係機関と連携し、支援対象者への就職支援を行う。 北海道再犯防止推進会議に付随する各種会議等に参加し、引き続き関係機関とのネットワーク構築を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

令和5年度北海道労働局の行政目標（数値目標）

I 北海道労働局の主要課題・目標

	最重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況								
1	女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	<p>【目標値】 報告徴収における指導事項の是正率を年度末において95%以上</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 報告徴収は年度内に計画的かつ随時行い10割の是正を目指す、年度末の3月に実施し4月以降に是正という事案が想定されるため、年度末は是正率を95%以上と設定した。なお、令和4年度は14事業所に報告徴収を実施、うち11事業所に対し指導を行い是正を求めたところ、年度内に11事業所の是正完了（是正率100%）を確認した。</p>	<p>【実施状況】（R5.9月末）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報告徴収実施事業所</td><td style="text-align: right;">153件</td></tr> <tr><td>指導事業所</td><td style="text-align: right;">141件</td></tr> <tr><td>是正済事業所</td><td style="text-align: right;">113件</td></tr> <tr><td>是正率</td><td style="text-align: right;">80.1%</td></tr> </table>	報告徴収実施事業所	153件	指導事業所	141件	是正済事業所	113件	是正率	80.1%
報告徴収実施事業所	153件										
指導事業所	141件										
是正済事業所	113件										
是正率	80.1%										
2	就職氷河期世代活躍支援プランの実施	<p>【目標値】 ハローワーク紹介による就職氷河期世代の不安定就労者の正社員就職数について、5,566人以上を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 本省より示された、令和5年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>令和4年度</td><td style="text-align: right;">5,636人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td style="text-align: right;">5,406人</td></tr> </table>	令和4年度	5,636人	令和3年度	5,406人	<p>ハローワークによる就職氷河期世代の正社員就職件数</p> <p>【就職件数】 3,272人（9月末現在）</p>				
令和4年度	5,636人										
令和3年度	5,406人										
3	14次防における業種別対策等の取組	<p>【目標値】 死亡災害について、過去最少（51人以下）の更新を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 死亡災害については、14次防目標達成のため、本年度においても過去最少値の更新を目指す。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>令和4年</td><td style="text-align: right;">53人</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td style="text-align: right;">59人</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td style="text-align: right;">51人</td></tr> </table>	令和4年	53人	令和3年	59人	令和2年	51人	<p>【実績値】 死亡災害33人（令和5年9月末速報値） （前年同期31人）</p>		
令和4年	53人										
令和3年	59人										
令和2年	51人										

II 各部の主要課題・目標

1 雇用環境・均等部の主要課題・目標

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況																																		
1	個別労働関係紛争の解決の促進	<p>【目標値】 あっせん申請受理後、2か月以内の完結率を80%以上とし、あっせん参加率及び合意率の向上を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 あっせんについては、任意の制度であることを前提にしつつ、あっせんのメリットや利用者の声を紹介する等により、積極的にWebあっせんの実施、被申請者に参加を勧奨し、2か月以内の完結率を3か年平均以上を目標に紛争の迅速な解決を図る。また、近年のあっせん処理状況に鑑み、参加率及び合意率の向上を目指す。</p> <p>【近年のあっせん処理状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2か月以内完結率</th> <th>処理件数</th> <th>合意率</th> <th>参加合意率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年度</td><td style="text-align: right;">66.4%</td><td style="text-align: right;">170件</td><td style="text-align: right;">26.9%</td><td style="text-align: right;">60.8%</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td style="text-align: right;">82.3%</td><td style="text-align: right;">181件</td><td style="text-align: right;">30.4%</td><td style="text-align: right;">60.7%</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td style="text-align: right;">64.9%</td><td style="text-align: right;">237件</td><td style="text-align: right;">30.4%</td><td style="text-align: right;">60.2%</td></tr> </tbody> </table>	年度	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意率	令和4年度	66.4%	170件	26.9%	60.8%	令和3年度	82.3%	181件	30.4%	60.7%	令和2年度	64.9%	237件	30.4%	60.2%	<p>【あっせん処理状況】（R5.9月末）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>あっせん申請</td><td style="text-align: right;">49件</td></tr> <tr><td>2か月以内完結</td><td style="text-align: right;">37件</td></tr> <tr><td>2か月以内完結率</td><td style="text-align: right;">59.7%</td></tr> <tr><td>処理件数</td><td style="text-align: right;">62件</td></tr> <tr><td>参加率</td><td style="text-align: right;">54.8%</td></tr> <tr><td>合意率</td><td style="text-align: right;">32.3%</td></tr> <tr><td>参加合意率</td><td style="text-align: right;">58.8%</td></tr> </table>	あっせん申請	49件	2か月以内完結	37件	2か月以内完結率	59.7%	処理件数	62件	参加率	54.8%	合意率	32.3%	参加合意率	58.8%
年度	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意率																																	
令和4年度	66.4%	170件	26.9%	60.8%																																	
令和3年度	82.3%	181件	30.4%	60.7%																																	
令和2年度	64.9%	237件	30.4%	60.2%																																	
あっせん申請	49件																																				
2か月以内完結	37件																																				
2か月以内完結率	59.7%																																				
処理件数	62件																																				
参加率	54.8%																																				
合意率	32.3%																																				
参加合意率	58.8%																																				

2 労働基準部の主要課題・目標

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況
1	長時間労働の抑制と過重労働対策	<p>【目標値】 36協定の電子申請による届出割合を30%以上とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 36協定は、過重労働につながる長時間労働の抑制等を図り、また当該協定の適用を受ける労働者の労働条件を決定する性質を有するもので、電子申請を促進することにより申請者の利便性を高め届出率の向上が期待でき、さらにはコロナ感染症予防対策に資するものである。</p> <p>令和4年 18.8% 令和3年 12.1% 令和2年 3.4%</p>	<p>労働基準監督署主催の説明会、各種団体・企業が開催する研修会等あらゆる機会を捉えて改正労働基準法、時間外労働の上限規制を説明する際に時間外労働の枠組みである36協定の締結届出について説明した結果、届出件数が増加するとともに電子申請率が増加したものである。</p> <p>36協定届け出件数 3.8%増加 電子申請割合 令和5年 21.1%</p>
2	メンタルヘルスの取組の推進	<p>【目標値】 新たな重点対象とした一定規模の特定6業種の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とし、かつ、ストレスチェック実施の割合を50%以上とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 2023年から始まる5か年計画による。 これまで重点対象としていた一定規模の特定9業種のメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、令和2年71.3%、令和3年72.1%、令和4年79.2%</p>	<p>取組開始時（令和5年3月末現在）の特定6業種におけるメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は68.0%、ストレスチェック実施の割合は31.4%。9月末現在ではメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は74.6%、ストレスチェック実施の割合は42.5%である。</p>
3	最低賃金制度の適切な運営等	<p>【目標値】 北海道最低賃金額の周知に際し、地方公共団体広報誌等への早期掲載、掲載率100%を目標とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 道内の全労働者及び全使用者に改定後の北海道最低賃金の早期周知を図る。（令和4年度の市町村の広報誌掲載率100%）</p>	<p>最低賃金額の改正について官報公示（令和5年9月1日）後の令和5年9月4日に北海道（振興局を含む。）及び179市町村に対して、改正最低賃金額を広報誌（紙）及びホームページへの掲載依頼を行った。</p>
4	被災労働者に対する迅速かつ公正な保護	<p>【目標値】 各月末の長期未決事案件数を、30件以下とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 労災請求事案の迅速・公正な処理のため、昨年度は各月末の長期未決件数を直近3年度のうち最小となった令和2年度の件数を指標に30件と設定したものの、新規請求事案の増加等の要因により6月以降、目標を達成できなかった。</p> <p>本年度はさらに組織的対応等を推進し、長期未決事案の発生防止を図り、引き続き昨年度の目標件数以下を目指すこととした。</p> <p>（参考）令和4年度の長期未決事案の月平均件数 37件（小数点以下切捨て）</p>	<p>各月末の長期未決事案件数は、</p> <p>4月末 25件 5月末 33件 6月末 29件 7月末 35件 8月末 34件 9月末 38件</p> <p>であり、4月及び6月を除き目標数値を上回っている。</p>

3 職業安定部の主要課題・目標

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況																								
1	職業能力開発による就職等支援	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数3,108人以上 就職率 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練の「施設内訓練」 80%以上 「委託訓練」 75%以上 求職者支援訓練の「基礎コース」 60%以上 「実践コース」 65%以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 北海道地域職業訓練実施計画において設定された目標値。</p> <p>【近年の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練（就職率） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設内訓練</th> <th>委託訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>86.4%</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>86.3%</td> <td>69.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>87.3%</td> <td>72.7%</td> </tr> </tbody> </table> 求職者支援訓練（就職率） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎コース</th> <th>実践コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>57.1%</td> <td>62.9%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>51.1%</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>61.4%</td> <td>61.1%</td> </tr> </tbody> </table> 		施設内訓練	委託訓練	令和4年度	86.4%	70.7%	令和3年度	86.3%	69.6%	令和2年度	87.3%	72.7%		基礎コース	実践コース	令和4年度	57.1%	62.9%	令和3年度	51.1%	62.7%	令和2年度	61.4%	61.1%	<p>令和5年9月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練修了3か月後の就職件数 2,069人 公的職業訓練修了3か月後の就職率 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> 「施設内訓練」：89.0% 「委託訓練」：73.7% 求職者支援訓練 <ul style="list-style-type: none"> 「基礎コース」：58.8% 「実践コース」：58.0%
	施設内訓練	委託訓練																									
令和4年度	86.4%	70.7%																									
令和3年度	86.3%	69.6%																									
令和2年度	87.3%	72.7%																									
	基礎コース	実践コース																									
令和4年度	57.1%	62.9%																									
令和3年度	51.1%	62.7%																									
令和2年度	61.4%	61.1%																									
2	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職件数（一般） 52,509件以上 求人充足件数（一般） 52,136件以上 雇用保険受給者の早期再就職件数 20,926件以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 本省より示された、令和5年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就職件数（一般）</th> <th>求人充足（一般）</th> <th>早期再就職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>49,622件</td> <td>49,390件</td> <td>19,711件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49,883件</td> <td>49,811件</td> <td>19,072件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>50,997件</td> <td>50,845件</td> <td>22,033件</td> </tr> </tbody> </table>		就職件数（一般）	求人充足（一般）	早期再就職	令和4年度	49,622件	49,390件	19,711件	令和3年度	49,883件	49,811件	19,072件	令和2年度	50,997件	50,845件	22,033件	<ul style="list-style-type: none"> 就職件数（一般） 24,803件（9月末現在） 求人充足（一般） 24,579件（9月末現在） 早期再就職 7,706件（7月末現在） 								
	就職件数（一般）	求人充足（一般）	早期再就職																								
令和4年度	49,622件	49,390件	19,711件																								
令和3年度	49,883件	49,811件	19,072件																								
令和2年度	50,997件	50,845件	22,033件																								
3	生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者等の支援対象者数 3,780人以上 就職者数 2,454人以上 就職率 64.6%以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 本省より示された、生活保護受給者等就労自立促進事業に係る事業目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支援対象者数</th> <th>就職者数</th> <th>就職率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,807人</td> <td>2,418人</td> <td>63.5%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,406人</td> <td>2,660人</td> <td>60.4%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,787人</td> <td>2,840人</td> <td>59.3%</td> </tr> </tbody> </table>		支援対象者数	就職者数	就職率	令和4年度	3,807人	2,418人	63.5%	令和3年度	4,406人	2,660人	60.4%	令和2年度	4,787人	2,840人	59.3%	<p>令和5年9月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者等の支援対象者数 2,108人 就職者数 1,307人 就職率 62.0% 								
	支援対象者数	就職者数	就職率																								
令和4年度	3,807人	2,418人	63.5%																								
令和3年度	4,406人	2,660人	60.4%																								
令和2年度	4,787人	2,840人	59.3%																								

4	若者に対する就職支援	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。 ・フリーター（※）の正社員就職数について、65%以上を目指す。 <p>※35歳未満で正社員就職を希望する求職者。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】</p> <p>本省より示された、令和5年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <p>◎新規学卒者の就職内定率（各年3月末現在）</p> <p>令和5年3月卒 高校98.7%、大学92.6%、短大97.7%、高専98.6%、専修96.4%</p> <p>令和4年3月卒 高校98.3%、大学92.4%、短大95.3%、高専99.7%、専修96.7%</p> <p>令和3年3月卒 高校98.2%、大学92.8%、短大95.5%、高専99.5%、専修95.0%</p> <p>◎フリーターの正社員就職件数</p> <p>令和4年度 4,771人 令和3年度 4,990人 令和2年度 5,077人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規高等学校卒業者の就職内定率 42.5%（9月末現在） ・新規大学卒業者は令和6年3月末時点の状況を公表予定。 ・ハローワークの若者支援窓口等を利用して就職した者のうち、正社員で就職した者の割合 78.0%（9月末現在）
5	障害者の就労促進	<p>【目標値】</p> <p>ハローワークの紹介による障害者の就職件数について 前年度実績以上を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】</p> <p>本省より示された、令和5年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <p>令和4年度 4,768人 令和3年度 4,441人 令和2年度 4,228人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの紹介による障害者の就職件数 2,680件（9月末現在）

4 総務部の主要課題・目標

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況												
1	労働保険未手続事業一掃対策の推進	<p>【目標値】</p> <p>令和5年度の成立目標件数1,125件</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】</p> <p>道内における労働保険の新規成立件数が減少傾向にある中、加入勧奨により成立する件数も減少している。この傾向が大きく変わることが見込めないため、過去3年間の実績を目標値とした。</p> <table border="1" data-bbox="561 1630 901 1760"> <thead> <tr> <th></th> <th>成立目標件数</th> <th>成立件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,260件</td> <td>1,049件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,250件</td> <td>1,185件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,420件</td> <td>1,143件</td> </tr> </tbody> </table>		成立目標件数	成立件数	令和4年度	1,260件	1,049件	令和3年度	1,250件	1,185件	令和2年度	1,420件	1,143件	<p>【実績値】</p> <p>成立件数：363件 （令和5年8月末現在）</p>
	成立目標件数	成立件数													
令和4年度	1,260件	1,049件													
令和3年度	1,250件	1,185件													
令和2年度	1,420件	1,143件													